

第4回

合併協議会会議録

平成15年12月25日（木）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第4回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

○日 時 平成15年12月25日(木) 午後2時00分

○会 場 尾西市商工会館 3階 研修大ホール

○出席委員(33名)

会 長	谷 一夫	一宮市長	副会長	丹羽 厚詞	尾西市長
副会長	山口 昭雄	木曾川町長	委 員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
委 員	吉田 勇吉	一宮市議会議員	〃	木村 貞雄	一宮市議会議員
〃	梶田 信三	一宮市議会議員	〃	北岸 節男	尾西市議会議員
〃	時田 晴彦	尾西市議会議員	〃	服部 豊	尾西市議会議員
〃	浅田 清喜	尾西市議会議員	〃	川井 勇	木曾川町議会議員
〃	川合 正高	木曾川町議会議員	〃	井浪 清	木曾川町議会議員
〃	日比野友治	木曾川町議会議員	〃	豊島 半七	一宮市学識経験者
〃	常川 雄次	一宮市学識経験者	〃	枳倉 勲	一宮市学識経験者
〃	大島千恵子	一宮市学識経験者	〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者
〃	友定 良枝	一宮市学識経験者	〃	吉田 弘	尾西市学識経験者
〃	宮田 肇	尾西市学識経験者	〃	青木 隆子	尾西市学識経験者
〃	中島 路可	尾西市学識経験者	〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者
〃	五藤 和吾	木曾川町学識経験者	〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者	〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者
〃	不破 孝彦	木曾川町学識経験者	〃	松村真早美	木曾川町学識経験者
〃	古池 庸男	学識経験者			

○欠席委員(2名)

委 員	上田 芳敬	尾西市学識経験者	委 員	神藤 浩明	学識経験者
-----	-------	----------	-----	-------	-------

○議事日程

1. 開会
2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 小委員会の会議状況報告

(2) 協議事項

新市建設計画作成等小委員会関係

協議第 8 号の 2 新市の名称について

協議第 47 号 地域審議会の取扱いについて

総務文教小委員会関係

協議第 19 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 20 号 地方税の取扱いについて

協議第 21 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第 22 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 23 号 町名・字名の取扱いについて

協議第 24 号 消防団の取扱いについて

協議第 25 号 姉妹都市、国際交流事業について

協議第 26 号 納税関係事業について

協議第 27 号 消防防災関係事業について

協議第 28 号 交通関係事業（その 1）について

協議第 29 号 市（町）立学校の通学区域について

協議第 30 号 学校教育事業（その 1）について

協議第 31 号 文化振興事業について

協議第 32 号 コミュニティ施策について

協議第 33 号 社会教育事業について

厚生小委員会関係

協議第 21 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第 22 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 34 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 35 号 保健衛生事業について

協議第 36 号 障害者福祉事業について

協議第 37 号 高齢者福祉事業について

協議第 38 号 児童福祉事業について

協議第 39 号 保育事業について

協議第 4 0 号 その他の福祉事業について

協議第 4 1 号 健康づくり事業について

協議第 4 2 号 病院事業について

経済環境小委員会関係

協議第 2 1 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第 2 2 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 4 3 号 環境対策事業について

協議第 4 4 号 農林水産関係事業について

建設小委員会関係

協議第 2 1 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第 2 2 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 4 5 号 建設関係事業について

協議第 4 6 号 上・下水道事業（その 1）について

(3) その他

- ・住民説明会開催日程について
- ・住民意識調査の実施について
- ・次回協議会の開催日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 4 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会」を開催いたします。

本日の出席状況ですが、3号委員の尾西市の上田委員さんと4号委員の神藤委員さんから欠席のご連絡を、また2号委員の木曾川町、川井勇委員さんと、3号委員、尾西市の橋本委員さんから所用にて少し遅れますとのご連絡をいただいております。従いまして、会長を除いた委員総数34名のうち、ご出席予定が32名となっており、協議会規約第10条の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、会長の谷一夫一宮市長からごあいさつ申し上げます。

○谷 一夫会長

今日は暮れも押し迫りまして、大変お忙しい時期ではないかと思っておりますけれども、委員の皆様方にはご出席賜りまして、誠にありがとうございました。私どもの合併協議も大きな山場に差しかかったような、そんな感じがいたしております。各小委員会では委員の皆様方大変ご熱心にご議論をいただいております、その内容につきましては私も議事録で逐一読ませていただいております。本当に熱心に合併協議に参加していただいておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

合併の作業というのはまさに小異を捨てて大同につく、あるいは小異を残して大同につく、場合によっては大異を捨てて大同につくというような作業の繰り返しでございます。本当に大変な作業だということを実感しているような次第でございます。今日、30項目にも及ぶ協議事項についてご審議を賜り、ご承認をいただければと思っておりますので、ちょっと時間が遅くなるかもしれませんが。その場合はひとつご容赦賜りたいと思っております、ごあいさつとさせていただきます。どうも今日はありがとうございました。

○森 輝義事務局長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、これ以降、会議の進行は会長にお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

○谷 一夫会長

それでは、皆様方のご協力をいただきながら円滑な会議運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、小委員会の会議状況報告でございますが、本日は議題が盛りだくさんであり、また時間の都合上、後ほど小委員会ごとに各委員長さんからご説明をいただくこともありますので、資料1ページの資料1をご覧ください。ことで説明にかえさせていただきますと存じます。よろしゅうございませうか。

なお、新市建設計画作成等小委員会につきましては基本的事項でございますので、新市建設計画作成等小委員会の協議の様子について丹羽副会長さんから簡単にご説明をい

ただきたいと思います。

○丹羽 厚詞副会長

それでは、新市建設計画作成等小委員会の協議状況をご報告申し上げます。

第3回の協議会以降2回にわたり新市の名称、地域審議会の取扱い及び新市建設計画に係る事項について協議会を進めてきたところであり、新市の名称及び地域審議会の取扱いにつきましては、小委員会としての意見がまとまりました。それらは後ほどご協議いただく際ご報告いたしますので、その他についての協議状況をご報告申し上げます。

まず、新市建設計画に係る事項についてご報告申し上げます。

資料「新市建設計画策定に向けて」をご覧ください。

これまでも協議会の中で整った部分につきまして順次ご報告させていただいておりましたが、12月22日小委員会までに建設計画の骨子として概ねまとまりましたので、本日は全編を改めてお配りしております。本日は前回までにご報告したところの説明を省略させていただき、新たな部分のみご説明いたします。

25ページをご覧ください。

将来像として「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市〇〇」を掲げ、これをもとに7つの分野ごとに具体的な施策を整理したことは前回ご報告申し上げましたが、これらの施策にめり張りをつけるため、3つの先導的プロジェクトを掲げました。ここに位置づけた事業は27ページ以降の7つの分野で整理した施策のうち、合併を機に特に力を入れていく主要な事業であることをご理解いただきたいと存じます。

それでは、次に、26ページをご覧ください。

1つ目は、木曾川の恵みなどを生かした“水と緑のネットワーク構想”として木曾川河川敷公園整備事業や各種環境対策事業などを位置づけております。2つ目は、“個性が輝く生きがいのまち構想”として木曾川地区の文化会館建設や生涯学習機会の充実などを位置づけております。3つ目は、“いきいき交流都市構想”として一宮駅のリニューアルの検討やJR木曾川駅周辺整備事業、幹線道路網整備などを位置づけております。

なお、27ページ以降には先ほど述べました7つの分野ごとに施策の方向性と主要施策を記述し、34ページには、これらの施策の中で主な事業について地図に落とさせていただいております。

次に、36ページをご覧ください。

ここにありますように、いまだ検討段階ではありますが、これまで説明いたしました施策も盛り込んだ形での新市における財政推計でございます。

まず、42から45ページをご覧ください。

これらは2市1町が合併しなかった場合の推計でございますが、ご覧いただきますと、2市1町とも歳出が歳入を上回る、いわゆる赤字の状態が続くということがおわかりいただけるかと存じます。

41ページに戻っていただきますと、2市1町が合併した場合の推計でございます。

合併直後は一時的に経費がかさむため赤字となりますが、合併後10年間を見ますと、先ほどの2市1町単独の場合と比較すると、さまざまな国や県からの財政措置や合理化による人件費、物件費の削減が可能となり、かなり改善された見通しとなっております。具体的な内容としましては、39ページをお願いします。

歳入として、地方税を初め交付税、補助金、交付金などが10年間の総額で121億円余りの増額が見込まれます。歳出としては、先ほど申し上げましたが、人件費の削減により114億円余り、物件費の節減効果として18億円弱が見込まれます。また、その他といたしまして、合併特例債等を活用した新しいまちづくりのため253億円余りの合併関連事業や40億円の基金造成をすると見込んでおります。

なお、ただいま申し上げました合併関連事業の事業規模及び事業期間については、40ページにありますような内容で推計しております。

以上が新市建設計画の骨子となるものでございまして、今後はこれをもとに文章化する案文策定の段階に入っていきたいと考えております。

以上でございますが、財政計画について一部誤りがありましたようですので、訂正内容につきまして事務局から説明いたします。

○伊神 正文事務局課長

お手元の方にございますA3のもので大きく左肩に「訂正後」と書かせていただきました財政計画があるかと思えます。これにつきましては、新市建設計画作成等小委員会以外の委員さんにとっては初めてお目にかける資料でございますが、この中で合併しなかった場合の市債、市の借金でございますね、それから町債、それと公債費に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。今、丹羽委員長さんからご説明のあった資料については、それはもう訂正してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○谷 一夫会長

ありがとうございます。

ただいま丹羽副会長さんからご説明がございましたことにつきましてご質問等があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

服部委員さん、どうぞ。

○服部 豊委員

尾西市の服部でございます。

先ほど見せていただいた状況で、後でよく見るべきだとは思いますが、よくわからないところがあるのですね。1つは、先ほど丹羽委員長さんの方からもご説明ありましたように、合併しなかった場合の、42ページですね、合併しなかった場合に18年度以降赤字の状態が続くというお話がありました。地方自治体の運営といいますか、行財政運営については「入るをはかって出るを制す」というのが原則のはずなのです。ですから、赤字になっていくと予測されるというのは、これはどういう積算根拠に基づい

ておるのか、教えていただきたいと思います。

○谷 一夫会長

事務局からお願いします。

○坂田 一光事務局課長補佐

赤字になっているということでございますけれども、当然地方公共団体ですから、毎年の歳入歳出はプラスマイナスゼロという形で合わせるのが原則でございます。ただし、今回お示ししたのは検討段階の資料でございまして、合併した場合についてもプラスマイナスを出しているという状態なので、今のトレンドとか合併した場合の特例等を受けた場合、受けなかった場合の単純比較を見ていただくために、今マイナスを調整せずに出しております。多分、恐らく毎年の予算を組んでいくときにマイナスになる状態の予算を組めませんので、プラスマイナスはどこかの歳出を削減するなりの形で予算を組まざるを得ないので、今はこういう状態を出してございます。

○谷 一夫会長

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○服部 豊委員

わかったような、わからないような感じなのですけれども、例えば普通建設事業費ですね、歳出の方の6番目ですが、比較すると、どういうふうになるのですか。今の説明だと、比較しやすいように、建設事業等は合併した場合に行うような事業を2市1町がそれぞれ行っていった場合にどうなるかということでの比較をしているのかなということをおもったわけですので、普通建設事業費の中の内訳についてご説明をお願いしたいと思います。

○谷 一夫会長

事務局から説明してください。

○坂田 一光事務局課長補佐

積算上合併しなかった場合というのは、各市町単独で合併せずに今の計画の事業をやっていた場合という普通建設事業費のみを載せてあるという形であります。それで、合併した場合につきましては、ページでいきますと、図面で見させていただくのがいいと思います、34ページをご覧くださいますと、地図上に事業を幾つか落としてございますけれども、こういった事業も載せた形で普通建設事業費は見積もってございます。

当然、合併した場合ですので、それに加えて歳入の面で各種特例がございまして、そういったものも加味した形でやっておりますので、単純に同じベースで財政特例だけを受けて歳入だけ増した形で財政シミュレーションを組んでいませんので、ですから、各市町単独で生き残っていった場合は、これらの事業は載せていない。合併した場合は、これらの事業を載せている、プラス財政特例で歳入がいろいろ交付税とか国庫補助金とか、そういったものが入った形で見込んであるということでございます。

○谷 一夫会長

服部委員さん、どうぞ。

○服部 豊委員

そうしますと、合併した場合のシミュレーションは百歩譲ってこういうものだろうか
と受けとめるとしても、しなかった場合の2市1町の単純合算というのは、これはこの
ままだと受けとるわけにはいかないと思いますし、ましてや、これとの比較で、した場
合としなかった場合、単純に比較するというわけには私はいかないと思うのです。当局
がお出しになった資料ですので、また今度詳しく説明していただければいいと思いま
すけれども、今のこの資料では私は単純にした場合としなかった場合の比較になるもの
だとはとても判断できないと思っております。

それから、もう一つ教えていただきたいと思っておりますのは、39ページ、上の方に合併し
た場合の10年間の効果・影響についてでありますけれども、これの地方交付税ですね。
これが合併した場合、新市全体で953億6,900万円、合併しない場合に793億7,900万円と、
差し引き159億9,000万円あるということでありまして、この交付税の内訳ですね。
いわゆる合併による算定、合併特例債の元利償還部分70%部分等がどれだけ入っている
のか、この内訳について教えていただきたいと思っております。

○谷 一夫会長

事務局いいですか。

はい。

○坂田 一光事務局課長補佐

今のご質問でございますけれども、39ページの下の方に合併関連事業というのがござ
います。こちらについてはすべてが合併特例債を充当してやる事業だけではございま
せんが、概ね合併特例債を充当してやっていきたい事業がこの金額でございます。これは
事業費ベースですので、これにアバウトに言って7割ぐらいが交付税で後年度返って
くるといったようにご理解いただければと思います。

○谷 一夫会長

どうぞ。

○服部 豊委員

その下から2行目の合併関連事業、合併特例債の発行等を活用し、新しいまちづくり
のための合併関連事業を展開することができるということで253億円余りであります
けれども、これの7割方は交付税算入になっていると理解すればいいのですか。

○谷 一夫会長

事務局。

○坂田 一光事務局課長補佐

ちょっと言葉足らずで申し訳ございません。253億円は事業費ベースでございます
ので、その裏に特例債もあれば国庫支出金等国からもらえる財源も見込んでございま
すので、すみません、資料持ち合わせておりませんが、これから特定財源部分を除いた
分の7割とご理解いただきたいと思っております。

○谷 一夫会長

服部委員さん。

○服部 豊委員

地方交付税について、要するに、規模が大きくなってくれば、地方交付税の基準財政需要額の計算上は市民1人当たりの価格が低くなっていくわけですね。それで、全体として総額についても普通交付税等については減少するのではないかと私は理解しているわけですが、ただ、増加分としては先ほどの合併特例債の元利償還分とかというものが見込まれるわけでありまして、しかし、これも10年間は合併算定替の措置もあつてということもありまして、そんなに減らないかもしれませんが、これが15年以降どういうふうになっていくのかということについては今の段階ではどのように試算してみえるのかですね。

今、この表を見ただけでも160億円余りプラスになっているわけですが、先ほどの説明でも一体このうちのどれだけが合併特例債にかかわるものかということについてははっきりした数字を出されていませんので、教えていただきたいと思うのですが、それと、これ以降について、算定替が切れた後はどうなってくるのかということについても教えていただきたいと思います。

○谷 一夫会長

事務局。

○坂田 一光事務局課長補佐

後段の方のご質問の例えば10年から15年以降の数字でございますけれども、A3の資料をお配りしてございますけれども、こちらが20年間の推計をしております。3ページをご覧くださいと思いますけれども、細かくて恐縮でございますけれども、17から26年度、ここの数字が先ほどの「新市建設計画策定に向けて」の中にはめてある数字でございます。それ以降、服部委員さんおっしゃりますように、合併算定替の期間が終了しまして、逡減していくということでございまして、27年度から31年度までご覧いただきますと、2%ずつぐらい落としてあるという数字でございます。今、仮定としましては、その後32年度以降一定額になると見込んでございます。

それから、先ほどの交付税の増額分でございますけれども、特例債と、ほかに、今の想定でいきますと、まだ決まったわけではございませんけれども、21年度から中核市に移行するという想定もしてございまして、中核市になりますと、当然保健所を設置するとか、あと福祉の関係の事業が増えるといったようなことで交付税も増える形になりますので、そういったもの諸々も含めまして増額するというところでございます。

以上です。

○谷 一夫会長

どうぞ。

○服部 豊委員

時間をとらせて申し訳ないのですけれども、地方交付税について先ほどのA3判の方

ですね。これを見ますと、平成32年、合併して15年後ということで94億8,000万円ほどあります。それで、合併しなかった場合の方で見ますと、32年というのは76億円ほどのようですね。確かに中核市による事務の増加による交付税の算入というのが、基準財政需要額が増えるというのがあるわけですが、19億円近くですね、これ増えるというのが私は感覚的に言えば何か奇異な感じがするわけなのです。国の方は3,000ある自治体を1,000にしたいと。1,000にした場合の経済効果は4兆円とか5兆円とかと言っているわけですよ。その経済効果の大部分は交付税の減ということによるのではないですか、もしこんなに交付税がどこでも合併したことによって増えてきたら、これは国の思いと全く逆の方に行っていることになるのですけどもいかがでしょうか。

○谷 一夫会長

事務局。

○坂田 一亮事務局課長補佐

合併した場合としなかった場合の15年以降の数字の差ということでございますけれども、これは先ほど申しましたように、中核市の額だをご理解いただければ、中核市の額が増え、先ほど服部委員さんがおっしゃった合併したことによって基準財政需要額が少なくなる分についても差し引きした後の数字だをご理解ください。その具体的なものが「新市建設計画策定に向けて」の39ページでございますけれども、これは試算でありますけれども、中核市移行に伴う基準財政需要額とございます。

こちらが10年間の数字でございますけれども、中核市に移行することによって137億円増加する。これ保健所設置することによって当然人件費等が変わってきまして、これは精緻にやったわけではございません、試算ですので、まだこれについては変わる可能性はありますけれども、21年度から数年間の分これだけ増加しますので、先ほど委員さんおっしゃいましたスケールメリットによって交付税が減する分は差し引きしても中核市分で増えるという姿にはなりません。

○谷 一夫会長

どうぞ。

○服部 豊委員

こうした財政計画等については、今後やはりよく踏み込んで詳しくご論議をいただきたいと思います。私は今回の協議会で最後になりますので大変申し訳ないのですけれども、是非その点をお願いをしたいと思います。

それと、先ほど委員長の方からご説明がありましたけれども、25ページ以降の新市の施策についてですね。私、何度も申し上げておりますように、こういうことをやっていきたい、ああいうことをやっていきたい、それぞれに計画があつて、単独でやるのか、それとも今度3つ一緒になって新しい形でやるのかという話だったら、これは別に単独でやっても同じことですよ。要するに、3つ一緒になることによってこういう新しいことができる、こういう新しいまちづくりができる、そういう夢を持たせるような内容の施策、主要事業等、どこにあるのでしょうかとお聞きしたいのですよね。それぞ

れが持っていた施策等をただ寄せ集めてきたようなことであれば、余り一緒になることによるメリットというものは出てきていないのではないかと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○谷 一夫会長

では、丹羽副会長さん、お願いします。

○丹羽 厚詞副会長

その点については前回の協議会でも服部委員さんからご発言いただいているかと思えます。委員会の協議の中では直接的にそういった話は出なかったわけでありましてけれども、例えば今回の合併についてはもちろん夢を広げてこれから「元気」というキーワードをもとに活性化していくということが重要なことではありますけれども、その前にこれからの社会の変化に対する例えば財政危機そういったものに対してもサービスを低下しないようにするにはどうしたらいいか。このことがどちらかというと財政計画の方には大きく影響されておりまして、例えばいろいろな反対意見等が言われる中で特例債があるからどんどん借金をして行って、結局借金が残るだけではないかという特例債ありきという借金はやめていただきたいという意見も当然あるわけでありまして、そういったことを一番考えながらやっていると、もちろん夢を追って遠大な計画を立てるのも大事なことではあります。現段階においてはまず安定した財政、安心というものに一番重きに置いてやっております。その中で2市1町のそれぞれの政策というもの、これもそれぞれの市町で重要なものとして今までも培ってきたもの、そしてほとんどのものがもう既に着手しているものでありますので、これは無駄なく実行していく。これがやはり将来においても新しい新市の中でも有効に活用されるのではないかということで進められておりますので、財政計画を絡めてこの計画については、その辺がまず重きに協議をされているということでもあります。

もちろん新市において大きな市で何か大きなことをやるというのはただ単に箱物をつくるとか、そういうことではなく、ソフトの面でそういったこともやっていけるわけですし、また「協働」というキーワードのもとに住民参加のものでやっていく、そういったことでも十分活用できていくと思っておりますので、そういったことで今は委員さんの中ではご理解があるのでないかと思っております。

○谷 一夫会長

今、副会長さんからもお答えがありましたけれども、これは、今お渡ししているものは計画の本当の骨子、骨組みでありまして、これから文章化の作業をすると先ほど事務局から申しあげましたけれども、文章化する中で今おっしゃるような夢でありますとか、あるいはもっともっと理念でありますとか、そういったものを盛り込んで市民の皆様方に訴える力が強いものをつくり上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○友定 良枝委員

市民の初歩的な質問でちょっと申し訳ないのですが、予算の立て方ってすごい不思議なのですが、市民の感覚から言えば。市民って、自分の台所と一緒にしてはいけないのですが、これだけ入ってくるから、これしか使えないと算定するのですが、借金を前提に予算が組んであるというのがすごく不思議で、普通の家庭に当てはめれば、消費者金融にすごいたくさん借りて、自己破産ということになると思うのですが、そういう見通し的なものはどのように考えて予算って組まれているのか、教えていただきたいのです。

○谷 一夫会長

事務局からお答えします。

○坂田 一亮事務局課長補佐

お答えになるかどうかわかりませんが、行政は予算を組むときには借金をいたします。借金というのをどういったものに使うかということでございますけれども、むやみやたらと足りないから借金をするわけではございませんで、例えば施設を整備するといったような場合、その施設については当該年度だけの住民の税金等々で賄うのは適当かどうかというのは議論があるところでございまして、例えば借金して長い間借金の返済金を返していく中で広く長い年度にわたって住民にご負担いただくという観点も重要でございまして、そういう意味で箱物とか施設整備については起債、借金ですね、市債を充当するといったようなことが通常行われているということでございます。

○谷 一夫会長

友定委員さん、どうぞ。

○友定 良枝委員

ということは、返す当てがあってしている借金ということで、子や孫や本当に子孫に迷惑をかけることはないということですね。

○坂田 一亮事務局課長補佐

当然むやみやたらと借金はするわけではございません。中長期的な財政見直しを持って借金はいたしますので、そういうご心配はございません。

○谷 一夫会長

よろしいですか。

○友定 良枝委員

そのようになることを望みます。

○谷 一夫会長

今、例えば国でも小泉さんがプライマリーバランスを改善すると、こういうふうになっておりますけれども、つまり借りるお金と返すお金のバランスですよ。借りるよりもたくさん返せば借金は減っていくわけですが、返すよりもたくさん借りると増えていくわけですよ。今そういう状況にあるわけです。だから、これを借りるよりも少し返す

ようにしていきたいというのを我々だれしも願っているのですが、今の財政状況なかなかそういうふうにはうまくは実際問題いってないのですが、少しでもそれに近づくように努力をしていきたいと、そういうことですので、ご理解いただきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この報告についてはこれで終わらせていただきます。小委員会の方で引き続きまた精力的にご協議をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

本日は、冒頭申し上げましたように、協議事項は30項目と多数ございますが、各小委員会で十分ご協議いただいていると思いますので、効率よく進めてまいりたいと思いません。

それでは、まず新市建設計画作成等小委員会関係の新市の名称についてからご説明をお願いいたします。

○丹羽 厚詞副会長

それでは、新市の名称につきまして調整方針（案）をご説明申し上げます。

資料6ページ、資料3をお開きください。

新市の名称については、「新市の名称は、一宮市とする。」という協議結果となりました。

第2回協議会后、2市1町在住の皆様から新市の名称を公募しましたところ、2,624通、うち有効応募数が2,532通、名称の種別としましては、298種類のご応募をいただきました。小委員会ではこの298種類の中から新市の名称としてふさわしい名称として、まず「愛知市」「一宮市」「尾張一宮市」「木曾川市」「雅川市」の5候補を絞り、この5候補について委員の皆様方にそれぞれのご地元の意見を集約していただくとともに、ご検討していただいた上で再度協議をいたしました。

協議の過程では、知名度、歴史、文化、そして応募の分析結果などをもとにさまざまな意見をいただきました。多くは「一宮市」を推されましたが、住民意識を変えるためにも名称を変えた方がいいといった意見もあり、最終的には5候補について委員の挙手を求めました。その結果は、「愛知市」2名、「一宮市」9名、「尾張一宮市」0名、「木曾川市」1名、「雅川市」1名となり、その結果をもとに再協議をし、全委員のご理解をいただき「一宮市」という結果になったものでございます。

なお、「一宮市」以外の名前を推された委員さんの思い、過程を山口副会長さんから代表してご報告いただくこととなっておりますので、山口町長さん、よろしくお願いたします。

○山口 昭雄副会長

それでは、新市の名称の決定という大変重要な事項とされている事柄についてはできるだけ多くの住民の皆さんにかかわっていただくということで、候補名の公募という提案をした者としてちょっと説明を加えさせていただきます。

この公募につきましては、資料にもありましたように、応募点数は決定に影響を及ぼさないということを前提に進めてきたはずであります。実際、小委員会ではまず応募数が多数であるということから協議が始まりました。それに対して、やはり数だけで決めていくべきものではなくて、それぞれ応募された方々の候補名に対する思いであるとか、あるいは新しいまちが誕生するときに新しい市の名前をそれに冠するということが非常に重要なことなのではないか、この地域が生まれ変わっていくということを一番シンボリックに表現していけるのが新市名ではないのかというような意見が出されまして、全会一致を原則とするということではあります。とにかくそれぞれの委員さんの思いを述べていただいて、その上で表決ということになりました。

その結果は今、委員長さんから発表があったとおりですが、これをこの協議会に持ち上げまして、こういう結果を踏まえてご協議をいただくのが筋ではないかな。全会一致ということで原則にのっとり結果が「一宮市」と報告されましたが、なおその過程を踏まえまして、多数の候補名の背景などをよく吟味していただいて協議して、この協議会の決定としていただくべきではないかと思ひまして、今、説明を加えさせていただきました。

以上です。

○丹羽 厚詞副会長

ありがとうございました。

ただいま山口町長さんからの報告にありましたように、各委員さまさまざまな思いがあり、またそれらについてさまざまな角度から協議した結果として、先ほども申し上げましたが、最終的にはご理解いただき、小委員会の総意として「一宮市」とすることに決まった次第でございます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告、説明につきましてご意見を頂戴したいと思います。

どうぞ。

○五藤 久佳委員

木曾川町の五藤と申します。

過日、12月22日に新市建設計画作成等小委員会で新しい名前を「一宮市」に絞られたということですが、その経緯につきまして小委員会では議論を十分に交わされたと思ひますけれども、まだ22日の委員会が終わったばかりで、その内容を議事録などで確認しておりません。スケジュールどおりではあります。その内容についてここに出席されている委員の方々に十分に理解して納得していただいてから採決をしていただきたいと思います。

また、せっかく経済状況の厳しい中で予算を使い、市民・町民を巻き込んで新しいまちづくりに取り組もうということで名前を公募で決めるという方法を選んだのですし、少なくとも数の論理で決めないということですので、たった1票の名前でも真剣に検討

していただきたいですし、名前を変えるということは市民・町民にとって大変身近で重要な問題ですし、大きなチャンスだと思います。例えば、「一宮市」と他の案と一緒に考えるのではなく、「一宮市」という案を1つ残しておいて、それともう一つ公募の中から最もよい名前を選んで、最終的に2つの中から検討して最終選考するというにすれば、公募した意味もより出てくると考えます。

今存在する私たちだけではなく、これから生まれてくる子や孫たちにも使ってもらえる名前なので、その子たちに説明のつくような十分な論議をして決めていただきたいと思っています。

以上です。

○丹羽 厚詞副会長

まず、市の名前を選定した経過でございますが、もちろんまだ議事録は公開されていないわけでありまして。ただ、1つ、「一宮市」ということに賛成のご意見としては、前回11月28日のものと多分ほとんどの方が変わらずそういった賛成の理由を持たれているだろうと思いますし、また資料の中にこの応募に付された理由でありますけれども、こういったものも賛成であるということが言われております。

ですから、「一宮市」がよいというご意見というのは前回の11月28日の協議と今回、概ね同じ形で移行しているのではないのでしょうか。そして、その中で多くの方が「一宮市」というのを推されたわけでありましてけれども、それ以外のご意見として新たに出された意見をただいま木曾川町長さんの方から代表する形で申し述べていただいたという形を今回とらせていただきまして議事録にかえておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

そして、またこれは協議会での提案でありますので私から申し述べることではございませんが、今2つの候補に絞ってというご意見ございましたが、小委員会でも幾つかの複数候補で挙げたらどうかという意見はたしか出たかと思いますが、小委員会としてはとにかく1つに絞らなければ、小委員会で絞れないものを合併協議会で絞れるだろうか、そういった思いもありましたし、まず小委員会では1つに絞って提案したいというのは、これは私の思いでもありました。そういったこともありまして皆様協議した結果、「一宮市」とするというところで1本化されたというわけでありまして、そういった経過をご報告させていただきました。

○谷 一夫会長

どうぞ、中島さん。

○中島 路可委員

尾西市の中島でございます。

小委員会でいろいろ議論なさっていらっしゃるの、そういう意味では私は、新市の名前は「尾張一宮」ぐらいがいいなと思うのですが、それは横へ置いておいて、小委員会で議論をしてまとめてこられたわけですから、そのことについては私は尊重する必要があるかと思っています。

ただ、「一宮市」という名前を選んだときに、これはむしろそのことを一番強く引き継いでくださるはずの一宮市長さんをお願いしておきたいのですけども、私どもこの合併は対等合併、言葉が編入方式という名前がついております。基本的にはいろいろな事務的なことを含めて編入という方式を組み込もうかということのように私は感じておりますけれども、基本精神はあくまでも対等合併だと思っています。

そうしますと、実は私は一宮市にも友人がたくさんおります。そういう人たちと話をしておりますと、名前が変わらない、「一宮市」という名前が選ばれたことで一宮市は変わらないのだと。そうすると、今まで一宮市で得られていたサービスをそのまま私たちは引き継ぐのだというような感覚でとらえられている向きが随分、私の友人だけかもしれないませんが、そういう感覚が非常に多いような気がいたします。

それで、話としてはもちろんここで委員の皆さん方はよく承知のことだと思っておりますが、私たちはここで「一宮市」という新しい市名を選んだということをやはり再確認。そのことについては一宮市の長であられる谷市長さんの方で、やはり一宮市民に対する啓蒙活動といたらいいのでしょうか、キャンペーンといたらいいのでしょうか、そういうことについては非常に強く尾西市あるいは木曾川町とはまた違った意味での啓蒙活動を是非お願いしておきたいと思っております。

以上です。

○谷 一夫会長

大変貴重なご意見をありがとうございました。しっかりと胸に刻ませていただきます。

私も小委員会の委員でございますので議長というよりも小委員会の委員として少し補足をさせていただきたいと思っておりますが、この公募をするときの条件として数には影響されないということと、もう一つは「一宮市」という名前を超える名前があれば、あるいはあるかもしれないので公募によって多くの方のお知恵を借りてみよう、ということが実はあったわけでございます。小委員会の委員の皆様もこの「一宮市」以外の4つの公募から最後に残された候補名をご覧になって、いろいろな角度から見て「一宮市」がやはり一番適当ではないかと、そんな観点で多くの方がこれを支持されたと私は理解をしております。

その中の1つの理由として、数が多いということは、つまりそれだけ抵抗なく受け入れられるということだということもございまして、合併という大きな事業がやはりいろいろな意味で抵抗なく多くの方に受け入れられるということも大事なことでございますので、そういったことも考えて「一宮市」がいいのではないかと、そういうことになったと私自身は理解をしております。

それで、「一宮市」以外の名前がいいとおっしゃる皆様方の根拠と申しますか、理由は、さっきも町長さんもおっしゃったように、新しく生まれ変わるのだと、そして生まれ変わったことをみんなが認識するために名前を変えようと、こういうことなわけでありましてけれども、私は、多くの小委員会の委員の皆様もそういうご意見でありましたけれども、名前ももちろんだけれども、やはりその中身ですね。建設計画を初めとして私

どもが今議論している合併の中身、これこそがまさに問題なのであって、これがきちんと市民の皆様方に、町民の皆様方に約束できるようなものが提示できれば、それがむしろ大事なことなのだと、こういうことでございまして、そのように私は理解をしております。

そして、また名前を変えることによって変わったというイメージは出る。確かにそのとおりだと思いますけども、これはインパクトがあるという意味だと思いますけども、インパクトというのは衝撃ということだと思いますが、衝撃というのは一瞬なのですね。そのときは確かに変わったと思いますけども、何カ月か何年かすれば、結局これはまた同じようなことになっていくわけでありまして、やはりどういうまちづくりをするかという我々自身の頭の中を変えていかないといけないのではないかというふうに、私自身は思っているわけでありまして、今の中島委員さんのご意見はしっかりとお聞きをしたいと思っております。

そのほかにいかかでございますでしょうか。

友定委員さん。

○友定 良枝委員

私、22日の小委員会に傍聴に行かせていただきまして、「一宮市」でいいという方も、「一宮市」以外の新しい名前がいいという方の言い分もそれぞれもつともだなど思いました。以前、第2回の新市の委員会でも新市の名前の決め方というのがここに提示されまして、委員会にもかけられたと思うのですが、そのころ、ちょっと自分では余裕がなくて、そこまで頭が回らなくて何も言えなかったのですが、新市で決められたことは尊重しますが、「一宮市」というか、市の名称というのはとても大事なことなので、できるだけ例えばこの協議会のメンバーだけでもかかわりたかったなという思いがあります。

それと、もちろん中身が大事だと思います。本当にどんな中身になるのか、どんな市になるのか、お手並みを拝見したいと思っておりますので、期待して見守っております。

それと、一時的なインパクトとか衝撃とか言われるのですが、例えば皆さんも経験あると思うのですが、住所を書く欄というのは日常生活すごく多いのですね。それを一時的なものではなくて、一生背負っていくというの大袈裟なのですが、本当に大事なので、住民投票があるからかどうかわからないのですが、すごい急いだ決め方ですもので、できましたらもう少しみんなで考える時間があるといいなと思う反面、みんなに聞けば、全会一致ということはあり得ないものですから、意見がまとまらないということもあるかもしれないのですが、例えば最後に残った候補で今度アンケートするときにみんなに1票ずつ投票してもらおうとか、もっと市民の意見が反映できるといういいなと思っております。例えば、この協議会で挙手をするとか、そういうふうには考えてみえないのですよね。

○丹羽 厚詞副会長

小委員会でも協議会にかけていただいたらというご意見が出されました。そうしたこ

とで、今ここで、こうやって皆様方に発言していただいているのが協議会の皆さんのお一人お一人の意見を聞く場であると思っておりますし、そこにおいて複数の候補を挙げてここで選んでいただくというのは、例えばこれから行ういろいろな項目、多くのすり合わせ事項というのは、これは中をとる、あるいは調整をしてお互いの歩み寄りを図ることができるのですけれども、市の名称というのはどうしてもそういったことができない。1つ選ばなければいけないのです。

ということは、皆様方すべての人がそれぞれ意見があり、きちんとした主張がある中で1つに何とか全会一致の趣旨で決めていこうとすると、皆様方に納得していただきながら、1つに歩み寄っていただくしか方法がないわけでありまして、そういった意味で小委員会で「一宮市」という形にまずまとめさせていただいたわけでありまして、もちろんご意見があれば、この場を出していただいても結構だと思いますけれども、ただ最終的には皆様方の総意でできれば市の名前は委員会委員長といたしましても決めていただきたいというのが願いであります。

○谷 一夫会長

どうぞ。

○松村 真早美委員

私も小委員会での決定は尊重するべきだとは思いますが、これ、市の名前というのは今まで皆さんが協議されている細かいことの内容には直接触れるものではないので、今、今日、取り急いでここで必ず決めなければいけないという問題でもないかと思うのです。確かに、私も一宮市に友人かなりおりますが、住民の皆さん、合併の対する意識はかなり低いと思われまして、市の名称が変わるということで危機感を少し覚えていただくという、言葉が適切ではないのかもしれませんが、そういう気持ちも多少持っています。だからといって、この名前がいいとか、そういうことがあるわけではありませんが、小委員会に入ってみえない、ここにみえる皆さんもそれぞれやっぱりご意見があるはずですので、もう少し慎重に決めていただけたらと思います。

○谷 一夫会長

市の名前については今ここに出ていますけれども、どれがいいと思われませんか。そのご意見をお聞きしたいのです。

○松村 真早美委員

これでなければ絶対いけないというものはないですけれども……。

○谷 一夫会長

いや、いや、我々が決めなければいけないので、そういうこと、一般論でなくて、きちんとどれがいいというご意見がもしもおありになれば。

○松村 真早美委員

この中で例えば挙手をしていただくとか、そういうことでも構わないかと思うのですが。

○谷 一夫会長

友定さんは例えばこの中でどれがいいとか、お薦めはございますか。

○友定 良枝委員

私は自分で出した「愛夢市」です。でも、小委員会でこの5通りに決まったということはそれなりに意味があると思うので、例えばみんなに1人ずつこれがいいとか、あれがいいとか言い出したら決まらないと思うので、例えば少なくともこの5通りの中で挙手をするとか、それか、順番に1人ずつ聞いていってもいいなとも思います。

○谷 一夫会長

ですから、小委員会の結論は「一宮市」ですので、「一宮市」はちょっと嫌だなと思われる方はどんどんご意見をおっしゃっていただければいいわけでありますから、どうぞ松村さんも友定さんもどれがいいかおっしゃっていただいたらどうでしょうか。

○山口 昭雄副会長

小委員会の結果、さっき私も補足説明をさせてもらいましたが、要は、とにかく応募点数が多いから「一宮市」でいいのではないかというような意見がまず出まして、そういう決め方というのはこういう合併の新市の名称の決定にふさわしくない、しかもそういうはずではなかったということから、それぞれの意見を伺ったわけですね。その中で、私が発言したことです。ですから間違いないことなのですが、一宮市の委員さんのご意見がやっぱり多数だからということに重きが置かれていたということから、一宮市さんの委員さんの「一宮市」というふうに推薦する理由、思いを十分にやっぱり伝えてもらいたいと申し上げました。

それでちゃんとした結果が得られたとは私は思っておりませんが、一宮市長さんが一宮市も変わるのだというふうに大勢の市民の方が思っておられると、そういう意思があたりだというご意見でしたので、それを信じるしかないなというようなことで、最終的に1つに絞るという原則に従ったわけですね。ですから、最低限、私は一宮市の皆さんが、小委員会の委員さん以外の方もおられますので、この決定といいますか、小委員会が持ち上げた案に対してどんな感想を持たれるのか。皆さんもやはり大勢の市民の皆さんの思いをしょっておられるわけですから、そういう立場上、この新市の名称についてどんなお考えをお持ちかということをお聞きしたい。

要は、先ほど意見が出ておりますように、新しい市となったときに「一宮市」という名称になって、しかも方式は編入だということがだんだんと決定されていくと、これは今ある一宮市が大きくなるだけというようなことに直結しかねないという、私はそういうことを感じるわけですね。そうではないということをお是非皆さんで示していただきたい。どっちみち変わらざるを得ない、合併によって、おのおの立場としてちょっと伺いたいと思います。

○丹羽 厚詞副会長

木曾川町の副会長さんからも皆さんの意見をお伺いしたいというお話ありましたが、その前にまず1つ、この小委員会の委員長として皆様方にご理解いただきたいと思うのは、先ほどから早急に決めてしまったとか市民の意見を聞かずにという意見が出ており

ますけれども、そういったことを避けるためにまず公募をし、候補を決めさせていただきました。そして、決してこれは早急に決めたわけではなくて、何回も協議の上で決めさせていただいているわけであります。例えば今、応募数が多いからというのが理由だということ発言されましたけれども、決して委員長の立場では多いから「一宮市」に決めるという進め方は一切しておりません。

ただ、委員さんの中で多いというのを理由にされて賛成されている方はもちろんいらっしゃいます。私が理由にさせていただいたのは、11人中8人の方が「一宮市」を推しているということはもちろん「一宮市」を選定した理由にはなっておりますけれども、応募総数が多いからということは、その協議の中で、だからといって無理にそれに決めようとしたわけではないということはわかっていただきたいと思います。

そして、もう一つは、この新市の名称の議論の根源が、先ほど谷会長が言われた「一宮市」の名前を超えるものがあればという思いと、木曾川町の副会長が言われた新市としてはやはり名前を変えるべきではないかと、この相反する2つの意見があるものですから、非常に最後まで結論がつけづらかったということであります。ただ、その中で、新市になるのであれば新しい市の名称があるべきだという意見の中でも、これがいいというはっきりとした意見は、先ほどの委員さんのように、まだまだ決まっていなわけなのですね。298の候補を挙げていただいた中でも決まらない。これはこれ以上時間をかけても、それなりに得られるものがあるのか。それとも、そうではなくて、それ以外に協議すべきことをもってしていくべきなのかということの中で今回協議事項として上げさせていただいたわけでありますので、その辺のところはご理解いただきたいと思いません。

○谷 一夫会長

橋本委員さんでしたね、どうぞ。

○橋本 照夫委員

私個人としては「一宮市」で何ら異存もありませんし、小委員会でいろいろ検討されて持ち上げてこられたということ、これは尊重すべきだと思います。それから、今、数で決めるのではないと言いますが、やはり数ですよ。それは民主主義のルールですよ。そんなことは格好よく言ったって、大勢の市民が望むのだったら、その名称をとるのが当然のことですよ。これは私個人ですが、大宮市というところに知人がおります。あそこは浦和市、大宮市、与野市が合併して、さいたま市になりました。やはりそういう衝撃的な名前がいいとか言っても非常にそれは問題が残ると思うのです。「一宮市」という名前は私は決して悪くないと思うし、むしろこれを採択していただきたいと思います。

余分なことですが、私個人も遠くへ行って、「あなた、どこの生まれですか」と言われると、まず名古屋市を説明します。「名古屋はどこですか」と言われるから、「一宮市です」。「一宮市のどこら辺ですか」と言われるから、「実は一宮市の隣の尾西市です」という説明なのです。それだから「一宮市」が全面的にいいという意味ではないのですが、やはりそういうことは皆さんお感じになってみえるのではないのでしょうか。

従って、どれを選択するかということですが、時間が少し短くないかというご発言もちろんありましたけれども、これは長い時間かけても結局は同じことで最悪の事態を招きかねませんので、余り時間をかける必要もないのではないかなと私は思いますが、これはあくまでも意見ですから、よろしくその点ご理解いただきたいと思います。

○谷 一夫会長

いろいろなご意見があろうかと思えます。どうぞご発言があれば。

では、杉本委員さん、レディーファーストでどうぞ。

○杉本 尚美委員

木曾川町の杉本と申します。

私は新市建設計画作成等小委員会に属するメンバーですので、全会一致で「一宮市」に決まったということについては何も申し上げることはございませんけれども、この新市の名前を決めていくという過程、これを大事にすべきなのではないかということ個人的に思っています。

私は議論の過程で「一宮市」以外の名前がいいということで「雅川市」に手を挙げました。これは私自身が考えた名前ではあるのですが、変わってほしいという思いの理由として、やはり編入という形をとられて、そして2市1町が1つのまちになっていく中で編入する側、編入される側という2つの市町村ができるわけで、新市において大部分を占める編入する側、旧一宮の方になるわけなのですけれども、この方々の地域に向ける目や意識が変わるっていかない限り新しいまちというのはできるのだろうか、どうなのだろうかということについて常に疑問を抱いていまして、できるだけ多くの皆さんに新しい市のあり方、その中身について考えていただく一番のきっかけというのが新市の顔となる名称なのではないかということを思っています。

ですから、名前はどうかろうと、「一宮市」になる可能性が高いのかもしれませんが、まずはこの協議会のメンバーである委員の方一人一人がそれぞれ新市の名称を決めるに当たってやはり思いをご自分のお気持ちの中で再確認していただきたいと思いますし、そしてこの協議会の場でそのお気持ちについて述べていただけるといいのではないかと私自身思っています。

○谷 一夫会長

北岸委員さん、どうぞ。

○北岸 節男委員

率直に申し上げて、ここにお集まりの皆さんが、例えば2年前に内的衝動として合併をしなければいけないのだという衝動を私はほとんどの方がお持ちでなかったらと思うしております。今回の合併劇はある意味では外的要因によってもたらされたものであるだろうというのは、大方の方々が思っていらっしゃるだろうと思うのですね。

しかし、私は、一番最初の合併協議会のときにですが、こう申し上げました。私たち尾西市議会といたしましては、まず合併ありきで臨むわけではありませんと。合併をするのであるならば、どういうことが必要であるかということはこの会で進めていただき

たい。それを進める段階で我々自身もこの合併に対して認識を深めていき、この会の結果を踏まえて合併の是非を論じたいということを申し上げたはずであります。先ほどからの話を聞いておりますと、論議が少しかみ合っていないように思います。例えば、橋本さんと山口さん、杉本さんのご意見は全く基準が違うところから論じられてしまっていると思います。

私も、どちらかという、山口さんや杉本さんたちの意見に賛成であります。というのは、対等の精神というのはどういうことであるのかということを考えてみたとき、当たり前ですが、通常ごく通俗的な見方からしますと、一宮市が28万の人口であると、尾西市は5万9,000であると、これが合併するという、ごく一般的な見方すれば、これは編入が当然ではないかと、100人集まったら100人近い人たちがそう思うのではないのでしょうか。しかし、ここに対等の精神でやりましょうということを確認したわけです。対等の精神で合併をしようということはどういうことなのだと考えた場合に、当たり前ですが、先ほどの意見が出てくるだろうと思います。

まちの名前にそんなにこだわらないということ例えば前提としたとき、私は一宮市の皆さんがこれを機会にして新しいまちをつくっていくのだと。谷市長さんは、とてもいい方ですし、尊敬申し上げますが、言葉では我々はやはり「はい、そうですか」と承るわけにはいかないと思います。一宮市自身が新しいまちにこれから変えていきますよという具体的な、もちろん個別、具体がなかなか示せないと思いますが、まずその意気込みと、こういう形でやっていきたいということをお示し願えないと、これは言葉の遊びをやるに過ぎませんし、我々尾西市や木曾川町にとってはどこまでいっても不満が残り、ずっと引きずるであろうと思います。

ですから、まず、これまで実はこの合併協議会に対して一所懸命考えてきたのは、むしろ尾西市と木曾川町だったわけですよ。新しいまちをつくっていくのだというのなら、一宮市の皆さんがもっともっとそれに向けての意見をいっぱい出してくださらないと、これを契機に新しいまちを我々はつくっていきますよということにはならないのではないかと思います。その一環として、当たり前ですが、新しいまちの名前もつくっていきましょうということをやらないと、先ほどのような多数決が民主主義ルールだなどという話になってしまうということになりかねません。それでは今回の合併の一番最初に皆さんがご確認なされた、これを機に新しいまちをつくっていくための合併協議会であるという前提が私は崩れてしまうだろうと思います。

ですから、慌てて名前を決定してしまう前に、もっともっと一宮市の皆さんにどういう形で新しいまちをつくっていくのだと、例えば今ある連区のあり方などの問題はどうかするだろうと、正直な話、私思っております。一宮市の今現在の連区制度が必ずしも私はベストだとは思えないし、さまざまな苦情も聞いたことがあります。こういったことはどのような形で一宮市の皆さんはお考えになっているのだろうということも、いまだかつてまだ実は聞いていないわけで、申し訳ありません、この間の議事録は余り目を通しておりませんものですから不勉強であったならばご指摘願いたいと思いますが、

そこら辺の思いについて、どなたでも結構ですが、ご意見を賜りたいと思います。

○谷 一夫会長

梶田委員さん、どうぞ。

○梶田 信三委員

一宮市の梶田でございます。

一宮市の方から意見をということでございますので、今の新市建設計画作成等小委員会でこの名称を候補としてお出しになりましたそのことは第一に尊重すべきでありますし、そのことの是非をまずここで問うていただいて、「一宮市」がいいのか悪いのかということ皆さんのご意見を言って、それから、もし、どういう形になるのかわかりませんが、多数決になるのかどうかかわかりませんが、それがだめだということになれば、また改めて協議をし直すというか、そういうことになるのでしょうか。ただいま北岸委員がおっしゃった一宮市の連区とか、いろいろな問題につきましては、たまたま私、総務文教小委員会委員長を務めさせていただいておりますので、小委員会の中でそういう問題は協議を今しているところでございますので、その辺は議事録をよく読んでいただければ出てくると思いますので、是非その辺はご理解をいただきたいと思います。

ですから、私は「一宮市」という名前がいいのか、個人的な意見では、自分が一宮市に住んでいますから、それはそれで一番いいかなとはいうふうには思いますけども、必ずしもそれでなければならないということにはございませんが、新市建設計画作成等小委員会でいろいろと議論をされたその結果はやはり尊重すべきだと、私はそう思いますので、まずそれを議題にさせていただいて、その是非を問うていただいた後に、新たな名前といたしますか、ほかのことも検討されるべきではないかなと思います。そんなふうを考えています。

○谷 一夫会長

先ほどの北岸委員さんの連区とか区とかの制度をどうするかという話、これは私どもの小委員会の管轄ではないのかもしれませんが、それに関連する部分として新しい地域の自治のあり方というようなことをどうするのかと、そういうテーマがしばしば新市建設計画作成等小委員会でも出ておまして、これは若干連区とか、そういった地域の自治組織の制度と関連するのではないかと思います。これについてはこれから私どもも議論をしていかなければいけないと思っておりますが、やっぱりいろいろなレベルの自治の考え方がありまして、ちょっとまだ考え方が混乱をしておりますので、そのあたりを整理しながら、一定の方向性が出せればいいかなと、思っております。

いずれにしても、そういったことを話し合う中のお互いの立場が、これは私はあくまで対等だと思っておりますが、尾西市や木曾川町の方からご覧になると対等でないように見えるのでしょうか。もしそうだとしたら、私としては非常に残念だし心外だというふうに思うのでありますが、どうなのでしょう。

○服部 豊委員

尾西市の服部でございますけれども、この新市の名称についての小委員会での論議、

本当にご苦労さまだと思います。私は前々回の小委員会の会議録を読ませていただきまして、前回の小委員会では傍聴もさせていただきました。

市の名称については、これは住民にとってある意味では重要なことではありますけれども、名前がいいと市民が幸せになるか、名前が悪いと不幸せかということではなくて、やはり中身が大事だと思っておりますけれども、まだ中身がどうなるかわからない段階では、名前というのは大変重要な問題なのです。例えば好きではない同士はどういう名前になるかが結婚したいと思うのでしようけれども、まだ結婚していいことがあるかどうかかわからないときには、結婚しろと言われても、名前が悪いから嫌だとかいろいろ言うわけですけれども、だから新しい市になって住民にとってどういういいことがあるのかということがまだ全然はっきりしていない状況ですよ。こういう段階で手続上名前を決めなければいけないということで大変苦しいわけです。

それで、今回「新市の名称は、一宮市とする。」と出されておりますけれども、私は、この合併協議会はお互いに対等の精神で協議に臨もうということが任意協議会で確認された事項であり、そしてこの合併協議会のスタートでもそれが確認されたと思います。合併の方式については「編入方式対等合併」でしたね、「対等合併編入方式」ですか、造語のようなものが出てきたものですから、前回もちょっと嫌みを言わせていただいたのですけれども。しかし、尾西市、木曾川町という名前は、なくなるのです。一宮市は残る。これ、対等と言うのなら、お互いに同じ状況にならないといけないわけですが、ここでそうではないねと、これ編入方式だからと。

では、名前の方はどうかと。これまた、今日の案見ますと一宮市が残るという形になるわけですね。しかし、これは従来の一宮市ではなくて、新しい2市1町が一緒になった「一宮市」なのだという解釈をされてみえるようですが、私はそうは思えないのです。3つが一緒になって新しい市をつくるのでしたら、やはりこれも新しい名前をつけるべきだと思います。小委員会での論議を聞いておりますと、木曾川町はそういう意見出されておられて、非常に敬意を表したいと思うのです。ところが、一宮市のご意見というのはもう結論ありきのような感じなのです。お叱りこうむるかもしれませんが、一宮市になるのが当たり前だと、一言で言ったら、そういうふうにとれるご意見なのです。尾西市の委員さんは一宮市に従っていこうというようなご意見でありましたけれども。

私、一番最初にこの合併協議会のときに谷市長にお尋ねしたのです。谷市長さんも「一宮市」という名前にはこだわりは持っていらっしやらないでしょうねということをお尋ねしました。そのときには、これから論議していく過程でどういう名前になるかわからないと、そういう論議を尊重していきたいという趣旨の発言があったと思って私はこだわってみえないのだと受け取ったわけですけれども、前回の小委員会では、こういうことをおっしゃったのです。木曾川町長さんが公募というのを出されて、最初は抵抗があったと、公募は嫌だなということを思ったと言われたのです。ところが、選択の中に「一宮市」も入るということになったからよかったと思ったと、公募の結果も

「一宮市」が非常に多いということで安心したという発言をされました。これはまるで「一宮市」にこだわっていたということではないですか。そのことをまずお尋ねしたいと思います。

○谷 一夫会長

まず、9人が多数の意見であったわけでありまして、私1人の意見で決めたわけではないということですね。それと、私個人の云々ということよりも、私は市長という立場でこの会に出ていますので、私の後ろには28万の市民がいるわけです。その市民の皆さんの大意がどこにあるのかということをつかみながら、これはやっぱり発言をしなければいけませんので、特にこういう問題についてはそうであります。協議会が始まった後、若干の時間の中にいろいろな方とお目にかかったり、お手紙やメールやいろいろな手段で市民の方からもご意見を頂戴する中で、市民の方のお気持ちはここの辺にあるのだなということが確認できましたので、私としてはできればその方向でいってもらえるといいなと、そういう思いがあったことは事実であります。そういう意味でありますので、冒頭のご紹介いただいた発言とは特に矛盾はしないと思っております。

服部委員さん、どうぞ。

○服部 豊委員

谷市長もなかなか物が言いづらいかもしれませんが、こういうこともおっしゃったのですね。先ほども言われたと思いますけれども、「一宮市」以外の名称になると、これはインパクトが大きいと。言い方をかえると、一宮市民はこの合併に賛成しなくなりますよというふうにもとれるのではないですか。

○谷 一夫会長

そういう意味ではなくて、新しいまちになったということを皆さんが認識するためには新しい名前にした方がいいと、こうおっしゃったわけですね。それはどういうことをねらっているかというのと、新しい名前になることによって大部分の方たちが新しい市の名前ができたインパクトを受けるわけですよ、衝撃を受けるわけですね。これはなった後の話ですよ。合併ができて、新しい名前の市が誕生したということによって衝撃を受けるわけですね。ですから、それでだめになるわけではなくて、新しいまちが新しい名前で誕生したときのことを言っているわけです。ですから、それで合併が潰れるなんて、そんなことは全然申し上げておりません。

○服部 豊委員

いや、違うのですよ。それはいい意味のインパクトなのですね。あのとき谷市長さんは……。

○谷 一夫会長

ですから、そのインパクトが一時的なものではありませんかと、インパクトというのは。そのときはわっと思っても、何カ月か何年かするうちにだんだんそれもやっぱり薄れていって、結局その流れの中に入ってしまうのではないかと、そういうことを申し上げたわけですね。それよりは、むしろやっぱりずっと永続的にやっていける意味での名

前を決めた方がいいのではないかと、そういうふうに申し上げたわけです。

○服部 豊委員

いい意味のインパクトではなくて、そうではない無用なインパクトだというような趣旨のことを言われたのですね。私はそういうふうに受け取らせていただいたわけですが、そのことはいいです。

問題は、やはり木曾川町長さんも心配してみえるように、新しい市をつくっていくのだという気持ちにどれだけ多くの方がなっていたいただけるのかと。それは尾西市や木曾川町は名前が消え、今まで使っていた住所の一番最初に書く「愛知県」の次に書く名前が変わってくるということになれば、自分たちは新しい市の市民になったのだということが日常の中で意識させられますよ。必然的に感じるわけですね。ところが、一宮市さんにおいてはそういう変化を残念ながら感じることはない、日常生活には何ら変わることはないということになってくるわけですから、こういう中で市長は旧一宮市民の皆さんにも新しい意識を持ってもらえるように努力するということをおっしゃったのですが、これはなかなか尾西市や木曾川町のようなそういう意識の変化というのは起こりようがないですよ。ですから、私は、谷市長さんはそうおっしゃるけども、懐疑的にならざるを得ない。

もとに戻りますけれども、対等合併ということをお入れになったのであれば、私は名前ぐらいは本当に新しい名前、すべて3つの市の市民や町民が等しく変化したと感じられる名前をつけるべきだと思います。5点ありますけれども、この5点選んでいただいたのも、いろいろ申し上げたいと思うのですけれども、私はほかにもいい名前もあると思いましたがけれども、この5つある中では私は「雅川市」というのは、これは非常にいい名前だと思っております。「雅川」というのは、そんなもの、どこにもないではないかと言って反対された方ありましたけれども、ないからこそいいのではないですか、新しくつくるわけですから。

○谷 一夫会長

浅田委員さん、どうぞ。

○浅田 清喜委員

尾西市の浅田ですけど、「一宮市」を選んだ1人でございますけど、一宮市から選出をされておられます市長を初め新市建設計画作成等小委員会の皆さんの熱意というものを感じたから「一宮市」にしたのですよ、よりよい一宮市をつくるのだと、これが新しいまちの出発点だと言われましたから。これは服部さんみたいなことを言い出したら何にもならない。小委員会で一所懸命そういうまじめに論議したことを、論議の過程ですから、いろいろな意見は出ますよ。それを一々揚げ足取るようなことやり出したら小委員会で意見が言えないではないかと僕は思う、率直なことですよ。

私、「尾張一宮市」を公募したわけですよ。ただ、その中でいろいろな委員さんが新しい一宮というまちをつくっていきこう。僕は首長である市長自身が、大分皆さんにきつい意見も言われましたよ。だけど、それに答える中で本当に一宮の住民も新しいまちを

つくろうという意欲に燃えさせていきますというあの発言というのは、やはり信じないと合併論議はできないと私は思っていますよ。だから、小委員会の中で論議はされて、先ほども木曾川町長さんまで補足説明までされるような形というのはされたわけですから、やはりその精神というものを、情熱というものを私は買いたいと思ったので「一宮市」を選んだわけですよ。いいかげんに数が多いからいいと言って選んだのではないということだけは承知をしておいていただきたいと思っています。

○谷 一夫会長

山口副会長さん、どうぞ。

○山口 昭雄副会長

私は今の議論の中で北岸委員のお話の中に少しそういうご意見があったと思いますが、今この合併協議会、小委員会を含めてですけども、その協議の方法というのをちょっと立ちどまって再確認しなければいけないようなところに来ているのではないかなというふうに思うわけです。

ということは、法定協議会ができたのだから、これはもう合併に向かって進むよりしようがないのではないかというお考えももちろんあるかと思いますが、私はやはりこれは住民の代表が合併について協議をし、事務局が一所懸命、合併というものは行われるとしたらどんなものになるのかというシミュレーションを築いていって、それをもとに、こういう合併ならばいけるのではないかとか、結局これだけの議論をしてもこのような結果だったら、これは考え直さなければいけないのではないかというような判断をするような機関なのではないかと思っています。もうぼちぼちそういうところにこの協議会も差しかかってきたのではないかな。

そういう協議会での議論というものを今後は協議会の方向性を示すということによって、住民がそれを受けて、住民が最終的に判断を下される。その判断を下される方法というのは、尾西市は住民投票という形があるわけですね。ここでの議論が反映されて、市民の皆さんが投票をされる。今のところ木曾川町においては住民投票という方式を考えていませんので、木曾川町においては住民の皆さんの意見を議員さんが集約されて最終的には議会で議決をされるということですので、本当に住民の判断を誤らせることがないように、こういうところでは十分に議論を尽くして、そのために私はこの協議会は議会議員さんの占める割合が多くなっていると理解していますので、その議員さんたちが本当に協議会での意見をどのように背負って住民に伝えられて、そして住民の最終的な判断を背負って議会に臨まれるかということを引きちと考えるような方向でこれからはこの協議会が進むべきだと私は思います。

ただ、異論があります。これは合併をするためにつくった協議会だから、その方向で進むしかないというご意見もありますので、もし間違っていたら、ご指摘をしていただきたいが、私はそのために、失礼ですけども、一宮市の委員さん方に、「一宮市」というふうに小委員会が決定したものをどう思われるかということ、ほかのまちの委員さんに伝えていただきたいなと言ったわけです。

○谷 一夫会長

よろしいですか。

神戸委員さん、どうぞ。

○神戸 秀雄委員

一宮市の神戸です。

先ほどからたくさんのご意見を聞いておりますが、2点ほどちょっと気になることがありますので、申し上げます。

と申しますのは、合併の小委員会は5つありまして、私は新市建設計画作成等小委員会に所属しておりますが、それぞれの委員会には活動分掌といいますか、職務分掌といいますか、審議すべきいわゆるカテゴリーが決まっております。そして、私どもの所属しております小委員会には新市の名称が入っております。そこで議論をして、一応あのような結果で先ほど報告されたにもかかわらず、全然それを、はっきり言うと、無にして、この協議会全体で、35人で議論すべきでないかというようなご意見が先ほどありましたが、それはちょっと小委員会を冒瀆しているのではなかろうかと思えます。ですから、いろいろと意見を聞かれるのはいいですけど、是非ともそういうことのないように審議をしていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、対等合併で編入方式ということの中で「名前ぐらいは」というお言葉があったけど、「名前ぐらいは」というのはどういう意味なのか。やはり名前というのは大事なものですから、少しその辺のところの意味が私わかりかねます。

私が「一宮市」と申し上げて意見を述べましたのは、決して各2市1町での投票で「一宮市」が一番多かったとか、年代別に一番多かったとかということではなく、いずれ名前をつけなければならないときに、尾張の国の国司が尾張を回って歩くときに尾張の国の一宮でお参りしてという尾張一宮がありますものですから、ですから大正10年に一宮の市制がしかれたときに一宮市という名前が素朴についたと思っております。

小委員会でも2回言いましたけど、4月1日現在でも全国に702市だったと思っております、ある中で一宮市は人口的にも既に76番目の人口を擁する市になっておりまして、いわゆる知名度といいますか、そういうのにおきまして、確かに新しいまちをつくるのだから名前を変えてという気持ちは感性の部分ではわかるのですが、あえて「一宮市」以上の名前がそこにあるのかということで、やはり「一宮市」でいけばいいのではなかろうかということを書いて、私は「一宮市」を主張いたしましたのでありまして、決して2市1町の中で投票数と申しますか、公募数が一番多かったとか年代別で一番多かったとかということで別に「一宮市」を挙げたわけではございません。ですから、俗に言う一宮を超える名前というのは私は意識しなかったものですから、「一宮市」ということを主張しました。

それと、合併ありきではないだろうかということをよく言われるのですが、それは私、そういう考え方というのは間違っていると思うのです。と申しますのは、一宮の先日、ちょっと長くなりますが、シンポジウムをFDCへ聞きに行きましたときに、最終、

市民の方からの質問があって、それに対してお答えになった。質問はどのような質問かといいますと、尾西市さんが住民投票ですね、合併の賛否を問う住民投票をなさって、そして、もしも50%以上の投票率で、そして非が多かったときはどうされますかという質問があったときに、丹羽市長さんはこの合併協議会は離脱いたしますとおっしゃいました。

そのお言葉は、7月から立ち上がった法定の合併協議会の公の場では一度も聞いたお言葉ではありません。当然頭の中では、そういうことは市長選挙の公約でおっしゃっていますから、わかってはおりますけど、そういう状況になったときに合併協議会から離脱するという言葉を初めてF D Cで聞いて私は非常にショックを覚えました。当然のことですが、私はショックを覚えました。今まで、今日も4回目ですか、ですから、あと5回目、6回目の予定もありますし、各委員会も5つあって、5回ずつやったって25回の委員会を開いているわけなのです。そして、こうやって皆さん方が集まって、傍聴も含めて、事務方も含めて、こうやって一所懸命にエネルギーをつぎ込んでやっていて、そして、もしもそういうような結果になったら離脱ということなのです。離脱ということはどういうことかということなのです。

ですから、別に合併ありきでこれやっている、そのこと自体も、丹羽市長さんがおっしゃったこと自体も非常に私はショックでしたけど、残念とは言いません、ショックでしたけど、合併ありきなんて考えてやっていないということはそれで歴然としていると思うのです。ですから、私は、そういうことにおきまして非常にこうやって皆さん方が今も議論をして新市の名前がどうのとおっしゃっておって、もしも住民投票の結果がそうであったら離脱されるということは簡単に言ったら合併しないということではないですか。ですから、そういうことになるわけなのですよ。ですから、私はあのことを11月の一宮のシンポジウムで聞いて以来、非常に考えさせられてしまっている1人といえますかというところが心境でございます。

以上です。

○谷 一夫会長

北岸さん、ちょっとお待ちください。

丹羽副会長、どうぞ。

○丹羽 厚詞副会長

まず、1点目の小委員会で協議したことをこの協議会の場で、委員長としては決してこの場を単なる了承の場としては考えておりませんので、今、神戸委員さんは蒸し返すなどということをおっしゃられましたけど、私が1本に絞らせていただいたのはこの協議の場で協議をする材料として1本に絞らせていただいたということでありまして、決してここで別のものがあるとか反対であるとかという意見を抑えようという気は全くありません。逆に、私も所属していない委員会での事項でいろいろなものが出てきたら、それはそれできちんと意見を言うべきところは言っていけないといけないと思っていますので、ここはもちろん皆様方の最終的な協議の最高機関でありますので、幾ら小委員会

で決まったことであっても協議すべきことはどんどんと言っていたきたい。

ただ、その協議のもととなるものは1本化しなければ混乱を起こすだろうということで「一宮市」という市名を1つに一本化して提案させていただいたということをご理解いただきたいので、十分、木曾川町長さんが言われるように、意見を言っていただければ幸いです。私も今までは委員長としての立場の発言を言っておりましたので、個人的な意見を余り言っていませんけども、北岸さんが言われたように、やはりこの合併の成功いかんというのは、今の一宮の人たちがいかに新市に対してどういう思いを持っているか、やる気が一番かかわってくるというのはシンポジウムでも発言させていただいていることであります。

ただ、それと新市の名前とがはっきりと直結されるのか。それと、もう一つは、この場で十分協議はしていただければいいのですけれども、例えば先送りしたときに協議がさらに深まるというのであれば先送りが、別にいいと思います。ただ、先送りして、例えば住民の意見を聞くということになると、さっき言った票数がもう既に出てしまっておりまして、逆に住民の総意を聞くという話をこの協議に持っていこうとすると、結果が出てしまっているのですね。ですから、そうすると、新市の名前を決めるに際してどういった形で期間を、例えば1カ月先に協議会に持っていくことで前進が見られるか、あるいは今よりもいい結果が見られるかということがはっきりとあるのであれば、それは無理に決めることは私もないと思いますけれども、そういったことで考えていただきたいなと思います。

そして、住民投票のことを先ほどちょっと触れられたので、はっきりと申し上げていかなければならないと思いますけれども、尾西市が住民投票条例を決めた段階で、これは議会でも答弁しておりますが、賛成50%以上の場合、賛成が多ければ、そのまま合併協議を続ける、賛成が少なければ合併協議会の離脱を議案として議会に提出しなければいけないということです。はっきりとこれは住民投票条例をつくる際に申し上げておることで、1,000万円以上のお金をかけて市民の総意をお伺いしたいという形でありますので、この住民投票の結果を曲げて進もうという形は市としては持っておりませんので、それは最初から決まっていることであります。

そして、また、もう一つ、木曾川町長さんの言われました、この合併協議会の場が合併するならばどうこうすると決める場とともに、合併をすべきかどうかということを決める場であるという発言をなされたのですが、これは尾西市の場合は違うのですね。この合併協議は、合併をするのであれば、どういう新市になるかというものを協議をしていって、そして、するしないは、尾西市の場合、住民投票で決するというので、住民投票をするためにもこの協議会の中身を、決定事項ですね、厚くよく審議した上で決めていただきたいというのが尾西市の立場であります。

最後の最後まで協議をして最終的にするかしないかを決めるのではなくて、するのであれば、こういう形でやるということで、例えば木曾川町さんにおいても、最終的には9月議会において議決をしなければいけないと思いますし、そういった中では、やはり

それまでにはすべての事項をきちんと決めていかなければ議決も得られないということですので、そういった形では協議自体は、するのであれば、どういう新市になるかという思いで協議をしていただきたいというのが尾西市の思いであります。

○谷 一夫会長

北岸委員さん、どうぞ。

○北岸 節男委員

少し話を引き戻すことになるかもしれませんが、私どもはたまたま12月の第1日曜日に選挙がありました。当たり前ですが、その前にほぼ2カ月、私個人としては2カ月ぐらいにわたって人と会う機会が非常に多くございました。率直な話、尾西市民の方々、会う方々の大半が素朴な意味で合併をしてしまうのですねと、こういうご意見が非常に多くございました。これは一体どうしてだろうと考えました。それは、この合併協議会がずっと行われていて、それで新聞報道がなされます。新聞報道はいつもこう書いております。何とか小委員会の決定事項として、こういう形の合併をするという記事の書き方がずっとされております。それが、あたかも2市1町合意の上で合併に向けて進んでいるのだという印象を与えておりました。そこから市民の皆さん方、素朴に合併するのですねと、こういうふうにおっしゃるのですね。

ここで少し皆さんに考えてもらいたいのですけれど、合併するのですねということ、素朴な市民の方は私にこうおっしゃっているのです。合併は私たちが決めるのではなくて、どこか皆さん方でお決めになることですねと、こういうことをおっしゃっているわけですね。これを別の角度から見ますと、言ってみれば、住民の自治意識のレベルそのものを示している言葉だろうと、私は思っております。そもそも願わくば、大半の住民の皆さんに自治意識を持って自分たちのまちをどうしていくのだ、この合併に際して新しいまちをどうしていくのだ、それにどうやって参加していくのだという意識を持っていただいた上での発言だと私には思えないのですよ。尾西市民の皆さんですら、そういう段階だろうと思っております。

これを一宮市民の皆さん方に当てはめたとしましょう。本来、一宮の皆さんより尾西市にとっての方がより切実感があって当たり前ですが、その切実感があって当たり前の尾西市民にとってですら、その程度の私はまだまだ合併に対する認識だろうと思っております。一宮市民の皆さんにとって尾西市の市民よりもより切実だとは、どうしても私思えないのですよ。

そこから先ほどの話へ戻りますが、新市の名前をつけるについても、やはりこれを何らかの契機にしていきたいということならば、新しいまちを模索するという事に相当な苦労をして当たり前だろうと私は思うのです。ですから、必ずしも、私は市名に、実は個人的には「一宮市」という名前に非常にごやっかいになった1人だと思います。私も東京へ出て行って尾西市と言って通じないということ、はなからわかっておりますから、一宮市だと言ったりする。実は、一宮市の皆さんには失礼ですが、一宮市も大して通らないだろうと思っておりましたから、私は当時は名古屋だと言いました。その次説明

するとき、少し橋本さんと違っていました、「名古屋と岐阜」と言いました。「その中間に一宮市というところがあるでしょう」と言うと、「あるね」とかという話になるのですよ。事ほどさように一宮市は全国的に名を知られているか、本当かなという疑問を実はまだ持ってしまうのですよ。

だから、それにそんなにこだわる必要は私はないと思うし、むしろそれよりもこれからどうしていこうと、どういうまちづくりをやっていこうという内容の方が、当たり前ですけど、重要です。そちらへエネルギーを注ぎ込んでいく方が大切なわけだと私は思うのですよ。名前はその後でもいいだろうと思います。それは議論の分かれるところですよ。新しいまちをつかって、そこから新しいまちづくりを始めるという行き方もありますし、それが少し懐疑的になりますと、新しいまちの名前をつくるということ、名前を変えてしまうということよりもまず中身をどうしていくのだという議論を先にした方がいいという話になるのではないかと思います、どうでしょうか、皆さん。

○谷 一夫会長

今の北岸委員さんのご意見についていかがでしょうか。

杉本委員さん、どうぞ。

○杉本 尚美委員

事務局の方にお伺いしたいのですけれども、この新市の名前というのは事務的に最後に、合併を進めるに当たって事務作業として一番最後に持ってくるということはできないことなのではないでしょうか。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

新市の名称を合併協議の後の方にといったことでございますが、それで何か支障があるかと言うと、今すぐは思いつきませんが、特段支障はなかろうかなとは考えておりません。しかしながら、この新市の名称を公募して決めるというのは第1回の協議会で発案させていただきまして、第1回の小委員会で公募方法等決め、本日12月25日、この協議会で決定いただくということは既に小委員会の決定事項として皆さんもお認めいただいていることだろうと考えております。

先ほど来出ていますように、この2市1町の協議会というのは小委員会制度をとっております。実は、この制度というのはイレギュラーな形でありまして、先進の協議会ではこのように各協定項目を細分化して協議しているところは、ないことはないのですが、少数であります。これは非常にイレギュラーな形。そうなったのはいろいろな原因はございましたけれども、ここの小委員会に区分してやはり議論したということは、先ほど委員さんの方からもご発言があったように、それに対して意見を言うてはいけないということはもちろんなのですが、ある程度小委員会の議決、決定事項というのは尊重されるべきであろうと。

そうしなければ、例えば厚生小委員会で保育料を決めた後、全体協議会に持ちあげた

ら、保育料のこの決定についてそれは嫌だという話になったら、この小委員会制度あるいは全体協議会制度というのは根底から覆るのではないかと考えております。事務局としては当初のスケジュールどおり今日ご決定いただくのが望ましいかなと考えております。ちょっと出過ぎた意見を申し上げました。失礼いたしました。

(「休憩やったら、休憩」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

はい、今休憩とりますが、その前に今のご発言に丹羽副会長さんからお話があるそうですので、ちょっとお待ちください。

○丹羽 厚詞副会長

新市の名前を協議の最後に、最終に持っていけないかというお話で、事務局サイドとしては、それはほかのすり合わせ事項とは直接関係することではありませんので、いいという考え方だと思いますけれども、できれば、だからといって強制的にやってくださいという気は一切ありませんけれども、尾西市としては、先ほどから皆様方にお話ししていますように、2月の末には住民投票でこの合併の是非を問うという形をとらせていただいています。皆様方にとって重要なように、尾西市民の住民投票にとっても新市の名前というのは重要なものでありまして、それまでには決めていただけないでしょうか。

そして、それまでに決めることと、それ以上引き延ばすことにどこに大きな理由があるかということ、もしそうでなければ、少なくともこの協議会には今回初めて出ているわけありますので、最長でも例えば次回にはもう決定していただくような形は、これは勝手なお願いかもしれないのですけれども、お願いしたいという思いであります。

○谷 一夫会長

それでは、休憩に入ります前に、もう一人、井浪委員さん、どうぞ。

○井浪 清委員

木曾川町の井浪ですけど、1つだけお断りしておきますが、先ほど服部委員さんのご発言の中で木曾川町は「一宮市」という名前を望んでいないような印象を受けましたが、これはたまたま小委員会の中で木曾川町の委員さん2名ほど「一宮市」以外の名前を挙げられたということでありまして、私は、名前は「一宮市」でいいと思っております。一宮市は真清田神社の門前町で栄え、歴史も伝統もあり、また一宮市そのものが余り知名度ないという話もございましたが、私は毛織りの一宮で一宮駅に昔、「ようこそ一宮、ウエルカム一宮」で看板立てたとき、全国から集まっておりますので、一宮には知名度あると思っております。

それと、また、隣の木曾川のまちですが、私は一宮というまちに愛着持っております。子供にも生まれ育ったときから「一宮市」という名前も馴染んでおりますので、一宮のまちに愛着も持っております。ただ愛着で名前決めるわけではありませんが、先ほどから名前、新しい名前に変えると何かインパクトがあって変わるというような印象受けましたが、「一宮市」ではないかもわかりませんが、新しいまちが変わるか変わらないかはやはり市民意識、今日ここにおいでの方の皆さん方の意識によって変わると思います。

それと、もう一つ、最後に、この名前決めるのに数の論理ではないという言葉がございましたが、数の論理でないかもわかりませんが、数の重みはあると思います。

以上です。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

大変議論が白熱しておりますけども、ちょっとお疲れかと思いますので、少し休憩に入りたいと思います。再開は4時10分からにしたいと思います。十二、三分ほどございますので、4時10分からお願いいたします。

午後3時58分 休憩

午後4時10分 再開

○谷 一夫会長

それでは、休憩を解きまして会議を再開したいと思います。

中島委員さん、ご発言ございますか。

○中島 路可委員

市長が名前を決めるときにインパクトがと、インパクトの後を引き継いで、そんなものは後しばらくなくなったら、だんだん忘れていくよというような話を言われたのですが、これは精神医学の立場から、谷市長は、お医者様ですから、トラウマとして残るのですよね。ですから、私はこれはずっと議論をして、そういうものを発散しておく必要があると思っております。

それと、尾西市の方どなたか言われましたけれども、初めに合併ありき、そういう部分は若干あるかもしれませんが、ただ、歴史的に見たときに、尾西市と一宮市と一緒にありませんかという話が過去ありましたですね。私、長いことここを留守にしておりましたのでよくわかりませんが、そういう話があったと聞いております。そうしますと、ちょうど今、政府も合併しなさいよといういい時期にめぐり合わせたという感じを私は持っております。

この地図を見たときに、こんないびつな、おかしい形はないですよ。そうしますと、やはり木曾川町、それから尾西市、一宮市というのは一緒になりますと、きれいな、おさまりのいい形になりますので、これは地理学的な問題ですけども。交通だとか、いろいろなものが、人間のつき合いだとか、そういうことがもう全部そういうことで動いているのに、無理やりにちぎっておく必要は実はないように思っております。

以上でございます。

○谷 一夫会長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

友定委員さん。

○友定 良枝委員

質問が3点、ちょっと言葉を追及しているわけではないのですが、「『一宮市』を超える」という表現をよくされるのですが、その言葉の意味がわからないということ。

それと、尾西市長さんに質問なのですが、住民投票に新市の名前が決まっていないと、どんな影響があるかということをお伺いしたいのと。

それと、これは余り関係ないことかもしれないのですが、例えば海外とか行っても、「あなた、どこから来たの」と言っても、「名古屋」と言っても通じないぐらいという話と、あと日本全国でも一宮とは言わずに名古屋でやると通じるということがあるので、一宮市という知名度は余りないのかなと思います。

それと、私は一宮市民ですので、もちろん「一宮市」にも愛着がありますけど、やっぱり意識改革の上で新しい名前があったらいいなと思っています。

以上です。

○谷 一夫会長

一番最初の「『一宮市』を超える」という意味ですが、私が言っているのは極めて単純でありまして、「一宮市」よりもいい名前があればと、こういうことでありまして、その「いい」という意味はそれぞれの方がそれぞれに心の中にあることでもありますので、その尺度はさまざまだと思いますけども、どんな尺度を使ってもいいですから、「一宮市」よりもいい名前があればと、こういう意味で申し上げております。

では、あと、よろしくどうぞ。

○丹羽 厚詞副会長

先ほど申し上げましたように、新市の名前、これだけ皆様方一所懸命重要に協議されているように、市民にとってもやはり重要な問題でありまして、決まっていなよりは、是非とも決めて住民投票に臨みたいという意味であります。

○谷 一夫会長

もう一人、服部委員さん、どうぞ。

○服部 豊委員

先ほど私が申し上げた中で「一宮市」という名前が悪いとか、そういうことを言っているわけではないのです。およそ市の名前というのはどれもそれぞれいい名前であって、そんなおかしな名前はないと信じておりますし、いいか悪いかというのは、それはあくまでも主観的な問題であろうと思います。「一宮市」を超える名前があったらということで先ほど質問も出ましたけれども、あくまでも主観ですよ。ただ、大正10年に制定された名前と今の21世紀になった現代考えられた名前とでは、やはり今出てきたものの方が恐らくいい名前が出るのではないかということはあると思うのですね、伝統というのはまた後からくっついてきたりするわけですから。

私も関東の方に行っていたときには名古屋だとか一宮だとかと言った経験あります。そういうふうには、ほかの方には説明した経緯があって、私も一宮のすぐ近くに住んでいる人間だという意識でずっと来ていますので、「一宮市」という名前にはそれなりの愛

着を持っているつもりなのです。

ただ、私が申し上げたいのは、合併方式が対等合併編入方式という場合に、この対等合併というのがどこに生かされてくるのかということです。この名前の中で対等合併だと言えるものがどのように生かされているのか。そのことについてやはりきちんと納得できるようにご説明がなかったら、これはなかなか了解しがたいですよ。そういう意味で対等合併をと言うのだったら、新しい市をつくるわけですから、新しい名前にしていくのが本当の対等の精神の発揮になるのではないかと思うわけです。新しい名前ではなくて、どこか1つだけの名前をとっても対等合併だと言えるだけのきちんとした根拠をお示しいただくべきではなからうかということをお願いしているわけです。

○谷 一夫会長

私からお答えさせていただきますが、合併というのは名前だけのことではありませんで、あらゆる事務事業その他さまざまなことを2市1町で相談して新しいまちの形をつくっていくことが合併でありまして、名前はあくまでその一つに過ぎないと、こういうことをごさいます。ですから、全く対等な名前といえば、この中では多分「雅川市」が一番対等のスタイルですね、一宮の「みや」、尾西の「び」、木曾川の「かわ」が入っておりますので。ただ、漢字で書けば1字ずつだからいいかもしれませんが、字数でいうと、一宮が2字、木曾川が2文字、尾西は1文字でありますので、ちょっと不公平だということになるかもしれませんが、そういう意味ではこれが一番対等だと思いますが、ただ新しい市の名前としてどれが最も皆さんがいいと思われるかということになると、またそれはいろいろご意見があるだろうと思います。

ですから、服部委員さんのおっしゃることは若干ご無理がある議論ではなからうかと思ひますし、そういったことも含めて小委員会ではご議論をいただいて「一宮市」ということを小委員会の結論としてお出しただいたわけでごさいます。先ほど丹羽市長さんから住民投票に関して日程のお話が若干ございましてけれども、実は1月17日からは木曾川町を皮切りにして住民説明会が始まるわけでありまして、できればそのときにやはり名前をお示しして住民の皆様方にご説明をしないと、その是非かを選択する極めて重要なファクターがないままに説明をすることになるわけでありまして、最初のところは決まっていなくても後半の説明会では決まっていることになりまして、ちょっと不公平ということも生ずる可能性があるわけでありまして、いろいろございまして、できましたら今日お決めいただいた方がよろしいかと。

それと、これをまた持ち越ししましても、結局は同じような議論の繰り返しになるのではないかと私は考えておりますが、いかがなものでございましょうか。

それでは、挙手ということにさせていただきたいと思ひますが、それでよろしゅうございましょうか。

それでは、「一宮市」というのが小委員会の結論でございまして、「一宮市」でよいと、「一宮市」に賛成される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○谷 一夫会長

何票ですか。

○伊神 正文事務局課長

25名でございます。

○谷 一夫会長

3分の2。

○伊神 正文事務局課長

本日の出席者が33名でございますので、当協議会では3分の2をもってと、多数ということでルールが決まっておりますので、33名の3分の2は22ということでございますから、3分の2を上回っているということでお願いしたいと思っております。

○谷 一夫会長

賛成が25名ですね。出席者が33名で、賛成が25名でございますので、規約の3分の2は超えているということでございますので、協議会の最終的な意見として「一宮市」とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

事務局。

○伊神 正文事務局課長

先ほど本日の出席者「33名」と申しましたが、会長が入っておりましたので、会長は委員ではございません。委員は「32」でございます。32の3分の2も22でございますから、結果は一緒でございます。失礼いたしました。

○谷 一夫会長

大変失礼しました。改めて、では、もう一度申し上げます。

出席者32名中、賛成25名、3分の2を超えておりますので、「一宮市」と決定をさせていただきます。

それでは、続きまして、協議第47号、地域審議会の取扱いについて、丹羽副会長さんからご説明をお願いします。

○丹羽 厚詞副会長

それでは、地域審議会の取扱いにつきまして調整方針（案）をご説明申し上げます。

資料8ページ、資料4をお開きください。

地域審議会の取扱いについては、

尾西市及び木曾川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。）第5条の4の規定による地域審議会を設置する。

設置については、別紙「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとする。
という協議結果になりました。

これにつきましては、地域審議会の取扱いから発展し、新しい自治のあり方も含め、幅広く協議を進めてまいりましたが、最終的には行政区域の拡大により住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念に対応するため、新市建設計画の執行状況をチェックするものとして旧尾西市・旧木曾川町に地域審議会を設置することに全会一致

で決まりました。

なお、新しい自治のあり方については、新しいまちづくりを考えていく上で非常に重要な課題であります。一方で新市において住民の方々を始め、さまざまな意見を聞きながらじっくり検討することも必要ではないかとの考え方もあり、具体的な仕組みの細部まで早急に決めてしまうというものではなく、今後さらに協議を進めていく予定でございます。

以上であります。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの地域審議会の取扱いにつきましてご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

いかかでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

北岸委員。

○北岸 節男委員

地域審議会に関しましては、趣旨は十分理解したつもりでおりますけれども、ただ1点ですけれども、従来からある何とか審議会というのとは、これは明らかに違うわけですが、名称が審議会とつきますと、受け手によっては誤解される可能性があると思えます。それと、議会との関係がいま一つ十分に論議され尽くしたという気がいたしておりませんが、このあたりはどういうふうに議論がなされたのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この地域審議会というのは市長の諮問機関でございます。市長の諮問に応じて答申を述べる。内容といたしましては新市の建設計画の執行状況、これがメインになってこようかと思えます。議会との関係でございますが、あくまでも諮問に対する答申でございますので、市長に対する拘束力はありません。しかしながら、ほかの審議会、委員会とは違いまして、2市1町の合併を担保する審議会でございます。市長は、必ず答申どおり実施しなければならないというものではございませんけれども、事この審議会、地域審議会においては事の重要性から鑑み、市長は十分これに配慮して行政運営に反映させるといったことが望まれると考えております。

○谷 一夫会長

ほかにはよろしゅうございましょうか。

それでは、ご質問もほかにないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

協議第47号、地域審議会の取扱いについて原案どおりご承認いただければでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第47号につきましては原案どおり決定をいたしました。

続きまして、総務文教小委員会の関係につきましてご協議をいただきます。15項目と数が大変多くございますので、適当に数を区切らせていただいた上で、ご説明、協議をお願いしたいと存じます。

まず、協議第19号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、これは1項目でお諮りをしたいと思います。

それでは、梶田委員長さんから報告・説明をお願いいたします。

○梶田 信三委員

総務文教小委員会委員長の梶田でございます。総務文教小委員会関連の協議事項についてご説明を申し上げます。今回ご協議をお願いする案件は、先ほど会長さんがご説明ありましたように、15件でございます。

そのうち、まず、今お話がございました議会の議員の定数及び任期の取扱いでございますが、お手元の資料の12ページ、資料5をお開きいただきたいと思います。

協定項目第7号、議会の議員の定数及び任期の取扱いでございます。

調整方針（案）は、「尾西市及び木曾川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。」としております。

別冊の総務文教小委員会関係の附属資料の1ページをご覧くださいと思います。

現在の2市1町の議員につきましては、一宮市が条例定数36名で現員が36名、尾西市は条例定数26名で現在25名、来年1月からは22名となります。木曾川町が定数、現員とも20名であります。

これにつきましては、当小委員会の中でもさまざまなご意見がございましたが、合併時に議員の数が急激に減りますと地域住民の意見が反映されにくくなるのではないかというご意見が多数でございまして、一宮市の議員の任期が満了する平成19年4月までは編入される市町の議員42名が全員在任をする在任特例を採用することとなりました。

なお、議員の報酬についても課題になりまして、在任期間中は現行の市町の報酬の水準を維持すべきという意見と一宮市の報酬に合わせるといった意見の2つが出ております。議員報酬につきましては、各方面からのご意見を聞きながら今後も協議してまいりたいと思っております。

以上、よろしくご協議をいただきますようお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

ただいま報告・ご説明がございました議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問がございましたら、報酬の件もあわせてお伺いをしたいと思っております。どうぞご発言ください。

これは先ほどの新市名とあわせて大変重要な問題でもありますし、市民の皆様方、住民の皆様方の関心も大変強いところでございます。私どももシンポジウムでもこの件に

つについてはどこの会場でもほとんど質問を受けておまして、是非多くの委員の皆さんのご意見をお伺いして次の総務文教小委員会の議論に反映していただければと思いますので、参考意見としてお聞きをしたいと思います。

一宮市からどうぞ。

豊島委員さん。

○豊島 半七委員

一宮の豊島でございます。

今、梶田委員長さんから議員の定数並びに在任の特例を調整して決めたと、こういうお話でございました。そのことにつきましては今理由もおっしゃいましたけれども、やはりそれぞれの市町で急に人員が減るということは今後非常に問題があるというように思いますので、私は今の原案に賛成をいたします。

それから、議員報酬についてでありますけれども、このことにつきましてはいわゆる一般の市民感情といいますか、我々の民間の考え方からいきますと、今、経済問題だとか、あるいは社会問題、非常に厳しいわけでありまして、ご案内のように、労働問題、特に失業率等の問題があるわけでありまして、まだ民間ではリストラがされるのではないかという状況であります。日本経済団体連合会も、いわゆるベースダウンをするということで正式にこれから話し合いをしていこうというような状況であります。そういうようなことを考えますときに、在任期間あるいは定数はそのままということになりますので、現在の市町の報酬で是非2007年4月30日まではやっていただきたいと思います。

以上です。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

一宮の議員さん、どなたか代表でお1人いかがでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、尾西市の方、いかがでしょうか。

吉田委員さん、どうぞ。

○吉田 弘委員

私も、豊島委員さんが言われましたように、豊島さんに賛成いたします。大変厳しい時代でありますので、むしろ少し下げてもらった方がいいのではないかとこのように思うのですが、これはきちんと選挙をやって出られたのですから、報酬もこれだけということに決まっておりますので、私は現在の報酬でやっていただければいいのではないかという意見であります。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

木曾川の方どうぞ、どなたか。

杉本委員さん、どうぞ。

○杉本 尚美委員

私も豊島委員さんや吉田委員さんと同じ意見なのですけれども、在任特例ということ

であれば、議員の報酬を考える場合に、これは合併のメリットの一つとしてやはり住民が考えている中には議員が減る、そしてその議員が減った分だけ報酬に充てられる費用がなくなるということも合併のメリットの一つとして考えられていますので、そういう中でもし一宮の水準に報酬を合わせるということになりましたら、これは市民感情として納得のいかないという意見が多々出てくると思いますし、また、言ってみれば、その批判の中に、こうなった場合に議員のための合併なのではないかという批判も出てくる可能性もあると思いますので、私は報酬についてはその点を考慮に入れていただいて小委員会の議論をお願いしたいと思います。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

どうぞ、日比野委員さん。

○日比野 友治委員

木曾川の議員の日比野です。

今、民間の方からいろいろご意見が出ましたけど、我々議員といたしましては別に報酬云々は言いませんけど、我々が例えば一宮市あるいは尾西市、木曾川町、現在の議員がそのまま一堂に会しましていろいろな議論に入った場合に、我々木曾川町の議員が例えば卑屈になるのではないかという恐れを持っております。例えば、この中で極端な話ししますと、1号議員、2号議員、3号議員というような区分けがされるのを非常に恐れております。だから、できれば木曾川の意見としましては、費用云々という問題があれば78で割ったらどうかというような意見は若干出ましたので、参考のために申し伝えておきます。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

佐野委員さん、どうぞ。

○佐野 豪男委員

私は、豊島委員さんと、それから今の吉田委員さんに賛成です。今、日比野さんのご発言がありましたが、こういう方法も一つどうかと思います。といいますのは、17年3月合併します。それで、行く行くは46名が最高で定数を決められることになっております。ですから、私は地域審議会も設けられるということならば、できるだけ早い機会に自主解散なさって、46名以下で市会議員の選挙をなさるのも一方法かと思います。さすれば、卑屈になるとか云々とかないと思います。

以上です。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

今日は、これはあくまで小委員会への参考意見ということでございますので、このあたりにしておきたいと思います。

それでは、報酬の件はともかくといたしまして、協議第19号の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

それでは、異議なしと認め、協議第19号につきましては原案どおり決定といたします。続きまして、協議第20号、地方税の取扱いについてから協議第23号、町名・字名の取扱いについてまでの4項目をお願いしたいと思います。

梶田委員長さん、お願いいたします。

○梶田 信三委員

先ほどはありがとうございました。小委員会の方でまた議論をさせていただきたいと思えます。

それでは、お手元の資料13ページ、地方税の取扱いについて、協定項目第9号でございます。

調整方針(案)は、地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用するものとする。

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。

(2) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする。

(3) 木曾川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。

(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しないものとする。としております。

税につきましては、一部を除き各市町標準税率を適用しておりますので、合併しても大きな変化はございません。合併後変更になる点を中心にご説明いたします。

附属資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

1番の個人市(町)民税の減免規定でございますが、一宮の制度が納税者に最も手厚いため、一宮市の制度に合わせることでしております。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

2番目の法人市(町)民税につきましては、尾西市のみが超過税率を適応しております。5年後には事業所税をご負担いただくこともあり、合併時には廃止することとしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3番の固定資産税の減免規定につきましては、市(町)民税と同様、有利な一宮市の制度に合わせることでしております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

一番上の5、市街化区域内農地の課税につきましては、木曾川町では現在、評価は宅

地並み、課税は農地に準じて課税が行われておりますけれども、合併後は課税も宅地並み課税となります。ただし、合併特例法の規定により5年間は現行の農地並み課税となります。

なお、保全すべき農地につきましては、生産緑地の指定を受けることができるようになります。

続きまして、12ページをお願いいたしたいと思います。

9番の事業所税でございます。これは事業所床面積が1,000平方メートルを超え、あるいは従業員数が100人を超える事業所が対象となり、人口30万人以上で、政令で指定する市が課税団体となりますが、合併特例法により5年後からの課税となるものでございます。

さらに、もとの資料の14ページの資料7をお願いしたいと思います。

協定項目第15号、使用料、手数料等の取扱いについてでございます。

調整方針（案）は、

（1）使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

（2）手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

としております。これは、他の小委員会でも共通の調整方針となっております。

先ほどの資料に戻っていただきたいと思います。附属資料の方でございます。あちらこちらいって申し訳ございません。附属資料の21ページをお開きいただきたいと思っております。

総務文教関係の使用料につきましてはスポーツ施設と社会教育施設の使用料が中心でございまして、概ね現行どおり、あるいは一宮に合わせるといった方針になっておりまして、利用者の負担増を伴うものはございません。一部一定期間内に調整をするということになっておりますが、利用者の方々に大きな負担増とならないように調整されることを考えております。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思っております。

使用料、手数料でございます。これにつきましても、ほぼ先ほどと同様の調整結果となっております。

続きまして、もとの資料にお戻りをいただきたいと思っておりますが、15ページの資料8でございます。

協定項目第17号、補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

調整方針（案）は、

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。

（1）2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整をする。

（2）各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよ

うに調整する。

(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。
としております。これも他の小委員会でも共通の調整方針となっております。

お手数ですけど、先ほどの附属資料をもう一度ご覧いただきたいと思いますが、35ページをお願いいたしたいと思います。

1番の防犯灯補助でございますが、一宮市に合わせる事となっております。一宮市が一番安いように見えますが、維持費も対象となっており、長期的に見れば一宮市の制度が有利であることから、この調整結果となっております。

次の奨学金制度につきましては、一宮、尾西の制度で若干の乖離がございますが、尾西の制度が寄付による基金を財源としており寄付者個人の意思を確認する必要があるということで、2年以内に調整をすることとしております。

次に、36ページの一番下、私立高等学校等授業料助成事業でございます。2市1町とも実施をしておりますが、助成要件の広さから一宮市に合わせ、助成金額については、1万円ではありますが、所得制限がない木曾川町の制度に合わせる事としております。

続きまして、もとの資料にお戻りをいただきたいと思いますが、資料16ページの資料9でございます。

協定項目第18号、町名・字名の取扱いについてでございます。調整方針(案)は、「町・字の名称については現行のとおりとし、『大字』を削除した名称に変更する。ただし、木曾川町においては葉栗郡木曾川町を」、先ほどご決定いただいた「一宮市」になれば、「一宮市木曾川町に置き換える。」ということでございます。

附属資料の方をご覧いただきたいと思いますが、この調整結果としては附属資料の46ページの一番下の備考欄をご覧ください。

例えば、イの「一宮市大字大毛」というところがございます。これは「一宮市大毛」となり、エの「尾西市起」は「一宮市起」、カの「木曾川町大字黒田」につきましては「一宮市木曾川町黒田」となるということでございます。

なお、小字も取ったらというご意見も出ましたけれども、大字、小字の区切りが明確でなくなること、他の市町村等を見ても大字、小字で区切りなく表記をされる事例が見当たらないことなどをもちまして、大字を取ることのみでご理解をいただきたいと思っております。

以上、ご説明をさせていただきます。よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいまご報告のございました点につきまして、ご意見、ご質問があれば、ご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○山口 昭雄副会長

大字、小字の扱いなのですが、木曾川町の場合、どんな差しさわりのあるかという

ことは聞いてきましたが、一部大字名と小字名が同じというところが、同じ名称がつながるといふところが何カ所かあるということなのですが、それはどの程度の割合で、またそのほかに何か差しさわりのあるような例があるかどうかだけ教えてください。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今、木曾川町長さんの方からご質問でございますが、大字と小字が一緒ということでございますが、一緒といいますよりも、例えば例を挙げさせていただきますならば、一宮市の例でございます、大字更屋敷というところがございまして、小字で屋敷というところがあります。ですから、字を取りますと、「更屋敷屋敷」と。あるいは、萩原町萩原というところに小字で県（あがた）というところがあります。もし字を取るとすれば、「萩原町萩原県（けん）」と読まれてしまいます。ですから、そういった支障があるということで小字を取ることは芳しくないのではないかと。この町名・字名の基本的な考え方といたしまして、新市発足時に住民生活にできる限り支障のないようにというのが大原則でございます。その意を酌みまして字は残したということで、ご決定いただいたものでございます。

○谷 一夫会長

よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご意見等ほかにないようでございますので、お諮りをしたいと存じますが、先ほど委員長さんからもちよっとお触れいただきましたけれども、協議第21号、使用料、手数料等の取扱いと協議第22号、補助金、交付金等の取扱いの2つの項目につきましては、総務文教小委員会のほかに、厚生小委員会、経済環境小委員会、建設小委員会にも同じ協議事項として上がっております。従いまして、各小委員会での説明・協議につきましては各小委員会単位でお願いをいたしますが、決定につきましては建設小委員会が報告・説明をしていただいた後でお願いをしたいと思いますので、あらかじめご了承をいただきたいと存じます。

それでは、協議第20号、地方税の取扱いについて原案どおり承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第20号については原案どおり決定いたしました。

それでは、協議第21号、22号は後ほどお諮りいたしますので、協議第23号をお諮りいたします。

協議第23号、町名・字名の取扱いについて原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第23号については原案どおり決定いたしました。

続きまして、協議第24号、消防団の取扱いについてから協議第28号、交通関係事業(その1)についてまでの5項目をお願いしたいと思います。

梶田委員長さん、お願いをいたします。

○梶田 信三委員

続いてご説明を申し上げます。資料の17ページ、資料10、協定項目22、消防団の取扱いでございます。

調整方針(案)は、

(1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。

(2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整するものとする。

(3) 消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止するものとする。

(4) 消防団の出動態勢については、合併後一定期間内に調整するものとする。

(5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用するものとする。

(6) 市町の消防団操法大会は、合併時に廃止するものとする。

としております。

附属資料の47ページをお開きいただきたいと思います。

1番の組織体制につきましては、ご覧のような分団数が各市町それぞれございます。それぞれの分団を残しつつ、それを束ねる連合団を組織し、その後、各分団の統廃合について検討するとしております。

続きまして、49ページをお願いします。

6番のところでございますが、出動態勢につきましては常備消防との関係もあり一定期間内に調整するとしておりますが、合併後すぐ対応する必要がある事柄でもありますので、速やかに調整するようにとの委員からのご意見もございました。

続きまして、もとの資料にお戻りをいただきまして18ページでございます。資料11をお願いしたいと思います。

協定項目第23-2号、姉妹都市、国際交流事業についてでございます。

調整方針(案)は、

(1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止するものとする。

(2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐものとする。

(3) 飛騨・木曾川・伊勢湾連携交流事業については廃止するものとする。

(4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整するものとする。

(5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図るものとする。

としております。

特段、委員の皆様からのご異論ございませんでしたが、附属資料54ページをお願いしたいと思います。

54ページの国際交流協会について、2005年の万博を睨んで統合にあわせて事業の充実をという委員の皆さんからのご意見もございました。

続きまして、もとの資料にお戻りをいただきたいと思います。資料の19ページ、資料12でございます。

協定項目第23-5号、納税関係事業についてでございます。

調整方針(案)は、

(1) 尾西市・木曾川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。

(2) 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。

(3) 口座振替については、一宮市の制度を適用する。

(4) 納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、できる限り速やかに廃止の方向で検討するものとする。

としております。

お手数ですが、附属資料の56ページをご覧くださいと思います。

4番の納税組合でございますが、尾西市、木曾川町とも合併までに廃止という方向で検討することになっており、合併時には一宮市のみが残ることになりますけれども、これも合併後できる限り速やかに廃止の方向で検討するという調整方針でございます。

もとにお戻りをいただきたいと思いますが、資料の20ページ、資料13でございます。

協定項目第23-6号、消防防災関係事業でございます。

調整方針(案)は、

(1) 消防防災関係事業については、原則として一宮市の制度を適用するものとする。

(2) 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合するものとする。

(3) 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。

(4) 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。

としております。

先ほどの附属資料の60ページをお開きいただきたいと思います。

5番の地域防災計画及び主な災害対策でございます。その中の1、地域防災計画でございますが、現在2市1町で防災計画はそれぞれ策定しておりまして、合併した折には新たな市において策定し直すこととなり、以下に記載されている事業については無線関

係など合併時に速やかに統一を図るものを除き、防災計画に基づいて整備・充実を図っていくこととなります。

戻っていただきまして、資料の21ページでございますが、協定項目第23-7号、交通関係事業（その1）でございます。

調整方針（案）は、

（1）循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整するものとする。

（2）尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止するものとする。

（3）交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用するものとする。

（4）交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。としております。

附属資料の65ページをお開きいただきたいと思います。

1番の市内循環、公共施設巡回バスでございます。これは一宮市・尾西市において行われている事業でございますが、料金、コース等に大きな乖離がございます。これにつきましては、新市全体で望ましい方向に調整していく必要があるため、当面、現行のとおり継続し、一定期間内に調整をしていくとしております。委員からは、2市1町の住民にとって、より使い勝手のよいコース等を考えてほしいと要望があったところでございます。

次に、66ページをお開きいただきたいと思います。

3番の交通安全組織育成でございます。現在、2市1町で補助する単位が違っております。コミュニティ施策のところでお話いたしますが、一宮市の連区、尾西市・木曽川町の区の単位をどうするかを新市で調整することとしております。この調整が整うまでの間は、一宮市の制度を基本としつつ、尾西・木曽川の区の規模に見合った補助額となるよう調整を図るとしてしております。4番の防犯活動支援についても、同様の考え方でございます。

次の67ページをご覧くださいと思います。

5番の交通災害見舞金でございます。一宮市・尾西市では市が直営で実施、木曽川町では希望する住民の方には掛金500円をご負担いただき尾張市町交通災害共済組合の制度を使っております。これについては一宮市・尾西市の制度に一元化し、木曽川町は合併時には共済組合から脱退することとしております。

以上、ご説明ここまでで、よろしくご協議のほどお願いを申し上げます。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきましてご質問、ご意見があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ、丹羽副会長さん。

○丹羽 厚詞副会長

意見としてお聞きいただきたいと思うのですが、1つは納税組合制度なのですが、私も尾西市は行革の一環として時限立法ということで今年度で廃止の方向で進めさせていただいております。そういった形の中で、やはり合併を機に行革をするのも一つの重要なメリットだと思っておりますので、どうか現一宮市におかれましては今後、具体的にこういった形での、「速やかに」という記述がされておりますけれども、行革を進めさせていただきたいと思います。

それから、もう一つは連区制のことでありますが、連区制についてはあくまでも、先ほども北岸委員さんもおっしゃっておられましたけども、一宮市の連区制がすべてよしと、いいことばかりだというわけではないと思います。この辺のところは各地区のいいところをとって、何とか調整の方向で新しい形に持っていくのも一つの案かと思っておりますので、そういったところも今後考えていただきたいということでもあります。

○谷 一夫会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○山口 昭雄副会長

同じく納税組合についてなのですが、やっぱりこれはそれぞれの町内会と非常に密接な関係があることで、いろいろと町内会の事情があったところを木曾川町でも今年度で廃止ということになります。そこまで努力をしてきたつもりであります。そこで、同じ意見なのですが、「速やかに」というのはわかるのですが、「できる限り速やかに」というのは余り速やかではないような印象なのですが、これはあえて「できる限り」という文言をつけた理由があるのですか。

○梶田 信三委員

そのことにつきましては、当初の小委員会の中では調整方針（案）の中には「できる限り速やかに」という文言が入っておりませんでした。委員の皆さんから、これは一宮市も当然尾西市・木曾川町に合わせて早期に廃止すべきだという意見がございまして、その文言をつけ加えたという経緯がございましたので、ご報告申し上げます。

○谷 一夫会長

ほかにはご意見ございますか。

はい。

○丹羽 厚詞副会長

今、言い間違いがあったかもしれません。納税組合報奨金について今年度限りで廃止するということがあります、尾西市の場合はということです。

○谷 一夫会長

ほかにご意見、よろしゅうございますか。

杉本委員さん、どうぞ。

○杉本 尚美委員

18ページの姉妹都市、国際交流事業について（協定項目第23－2号）というところの（5）なのですが、これ国際交流事業についてなのですけれども、2005年に愛知万博があるということで、少し詳しくお聞かせ願いたいのですが、これ合併後に一定期間内に統合を図るものとするという調整方針になっていますが、これはどのような規模になって、事業費のところを見てもと、例えば一宮市ですと市の方から補助金を交付されているという形で、尾西市はそうでないという形になっておりますし、また組織等もどのように統合をしていかれるのか。また、事務局の位置なども、もう考えられていることであれば、ご教示願えたらと思います。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今、杉本委員さんからのご指摘でございます。先ほど委員長の報告にもありましたように、やはり2005年の万博、これに合わせて国際交流協会も今のところ一宮市、尾西市、それぞればらばらでございますが、それに向けてできるだけ早く組織体制を固めてほしいという意見が委員さんからございました。

それで、これ見ていただきますとわかりますように、一宮市に基金があります。1億9,600万円。これの果実、昨今の低利率では、この果実だけでやっていけませんので、市の方から補助金が出ていると。それと、尾西市においては会費制でやっておみえになるといったことでございます。事業内容は若干の乖離はございますけれども、方向性としては一緒でございます。そういった組織体制あるいは運営資金をどうするのか。あと、国際交流協会をそもそもどこに置くのか。そういったことも現在の段階ではまだ調整されておられません。ここの調整方針に掲げさせていただいたように、「一定期間内に」ということでございますので、今の万博がございまして、できるだけ速やかに統合を図ってまいりたいということでございます。

○谷 一夫会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ご質問も尽きたようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

協議第24号、消防団の取扱いについて原案どおり承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第24号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第25号、姉妹都市、国際交流事業について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第25号については原案どおり決定といたします。

続きまして、協議第26号、納税関係事業について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第26号につきましては原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第27号、消防防災関係事業について原案どおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第27号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第28号、交通関係事業(その1)について原案どおり承認をするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第28号については原案どおり決定といたします。

続きまして、協議第29号、市(町)立学校の通学区域についてから協議第33号、社会教育事業についてまでの5項目をお願いしたいと思います。

梶田委員長さん、お願いをいたします。

○梶田 信三委員

それでは、資料の22ページをお開きいただきたいと思います。

市(町)立学校の通学区域についてでございます。

調整方針(案)は、「当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行うものとする。」としております。

通学区域につきましては町内会等自治組織との関係もあり、一朝一夕に変更できるものではありません。従いまして、合併後、新市において住民の皆様の意向をお聞きしながら通学区域審議会において時間をかけて検討をしてみたいと考えております。

続きまして、資料の23ページ、学校教育事業(その1)でございます。

調整方針(案)は、

(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曾川町の制度に合わせるものとする。

(2) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済事業については、一宮市の制度に合わせるものとする。

(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整するものとする。

(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図るものとする。

としております。

附属資料の76ページをお開きいただきたいと思います。

1番の就学援助費でございます。概ね2市1町同様の制度でございますので、現行のとおりとなりますが、③の学校給食費につきましては全額公費負担の尾西市・木曾川町に合わせるものとしております。

次に、77ページ、2番の日本スポーツ振興センター災害共済事業でございます。これは学校で子供さんが怪我をされた場合の保険のようなものでございますが、一般児童について420円の保護者負担をいただいている一宮市に合わせるといたしております。これについては、委員から、全額公費負担の尾西市・木曾川町に合わせるべきではないかというご意見もありましたが、法的に保護者と学校で負担すると明記をされており、この調整方針でご理解をいただいております。

その下、3番の英語教育推進事業につきましては、新市において一定期間内に調整とさせていただきます。委員から、従前と変わらぬ英語教育が受けられるよう配慮してほしいとの意見がございました。

次の78ページをお開きいただきたいと思います。

5番の学校給食事業につきましては、一宮市では2施設によるセンター方式、尾西市・木曾川町においては自校方式で給食をつくっております。方式につきましては合併後速やかにどちらかの方法に統一するということは難しく、当面現行のとおりといたします。負担をいただく給食費につきましても、ご覧のように乖離がございます。これはいずれも材料費相当分ですが、現在の方式をとることによって材料の調達方法も違ってくるわけございまして、当面このままとし、一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図り、徐々に尾西市・木曾川町の給食費を下げていく方向で調整をしていくものとしております。

続きまして、もとにお戻りをいただきまして、資料の24ページ、文化振興事業についてでございます。

調整方針(案)は、

(1) 文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合するものとする。

(2) 美術展については、合併時に統合するものとする。

(3) 文化財の保護、管理については一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合するものとする。

(4) 文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用するものとする。

としております。

先ほどの附属資料の81ページをお開きいただきたいと思います。

6番の文化ホール事業でございます。一宮市と尾西市において市民会館がございます。それぞれ有料・無料の自主事業を開催いたしております。これは現行どおりといたしますが、尾西市には市民会館友の会というものがございます。年会費7,000円を支払っていただきますと、市民会館の有料事業等を無料で観覧できるという制度でございますが、この尾西市の制度をもとに会費、定員、特典等を調整して新市全体に拡大するというものでございます。

続きまして、もとへお戻りをいただきまして、資料の25ページでございます。

コミュニティ施策についてでございます。

調整方針(案)は、

(1) 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。

(2) 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

としております。

恐れ入ります、附属資料の83ページをお開きいただきたいと思います。

1番の町内会関係事業でございます。ご承知のように、2市1町の自治組織は一樣ではございません。これにつきましては長年培ってきたものであり、新市になって住民の意向をお聞きしながら一定期間内に調整をするということでございます。

恐れ入ります、もとの資料にお戻りいただきまして、26ページをお願いします。

資料19の社会教育事業についてでございます。

調整方針(案)は、

社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努めるものとする。

(1) 生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続するものとする。

(2) 結婚相談事業については、合併時に廃止するものとする。

(3) 体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努めるものとする。

としております。

附属資料の86ページをお開きいただきたいと思います。

1番の生涯学習バスの貸し出しでございます。これは一宮市において2台確保いたしております。女性団体、文化団体等に貸し出しを行っております。現行のとおりとするという調整方針でございまして、尾西市・木曾川町の住民の方にも使っていただける

ということでございます。

続きまして、次の87ページの成人式でございますが、一宮市市民会館1カ所で開催することについて委員の方から収容人数や市民会館までの距離等を心配されるご意見もありましたが、毎年のお出席者数などから市民会館での開催が可能であるため、一宮市の制度に合わせることにしております。

次に、88ページの5番の図書館でございます。

図書・資料の貸し出し、返却方法については、移動図書館も含め一宮市の制度が利用者にとって最も便利であるため、一宮市の制度に合わせるという調整方針とさせていただいております。

以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告・説明につきましてご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

どうぞ、杉本委員。

○杉本 尚美委員

社会教育事業の附属資料の87ページの一番上なのですが、木曾川町には子育て支援ネットワーク会議というのがありまして、これ、一宮市、尾西市に掲げてあるそれぞれの事業とはまた性質を異にするものだと思うのですが、子育てネットワーク会議というのは子供にかかわる各種団体や機関が集まって、そこで話し合いがなされるということで、新市の中では木曾川町の子育て支援ネットワーク会議というのは注目に値するものではないかなということを思っています。というのは、私も子供を持つ母親でありますけれども、子育てはこれからは地域の中で行っていかねばいけないと思いますが、そういった観点からこういった横のつながりを大切にする会議というのを新市の中でも何らかの形で応用させることはできないだろうかということを思っています。

そういうことを念頭に置きながら考えると、調整方針で「一定期間内に調整する。」という形しか示されていないのは寂しい気がしますので、もう少し調整方針として、例えば子育てネットワーク会議については費用のかからないことでもありますので、調整方針の中に何らかの形でこのネットワーク会議を取り入れるような文章を入れていただくことというのは可能でしょうか。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

木曾川町の子育て支援ネットワーク会議でございますが、このお話は私もちょっとほかから聞いておりまして、親御さんやら保健婦さん、NPO等々が入られた会議であるということでございます。調整方針として「一定期間内に調整する。」といったことで現時点では決まっておられませんけれども、それぞれの市町のよいところはできる限り残していこうといったことで今後も調整してまいりたいと考えております。ですから、

これが合併したからといって、なくなるということは、ないものだと思っておりますし、今の杉本委員さんのご発言は担当の方によくよく伝えまして、その意に沿うような形で調整を図るよう、こちらからも指示してまいりたいと考えておりますので、調整方針としてはこれで、できるならばお認めいただきたいと考えております。

○谷 一夫会長

どうぞ、杉本さん。

○杉本 尚美委員

その内容をここにかかわる専門の機関にお伝えいただけるということであれば、文章としてここに少しでもそういった方向性をあらわす言葉を入れてもいいのではないかと、いうことを思いますが、いかがなものなのでしょうか。

○谷 一夫会長

今日、担当が来ていれば。

一宮の生涯学習課長。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

一宮市生涯学習課長の浅野と申します。

子育てネットワーク会議につきましては、一宮市におきましても子育てネット会議、尾西市に「ネット会議」と書いてございますけれども、ということで14年度実施させていただきまして、これはこれまで家庭教育推進会議というものがございまして、構成メンバーが同じような、子育ての代表者とか学校・保育園・幼稚園等の関係者とか、それから学識経験とかというような方で構成メンバーしておりますけれども、重複しているということで、一宮市の場合は兼任ということでお願いしておりました。この子育てネット会議というのは県の補助金にかかわる関係のものでございまして兼任ということをしていただいておりますけれども、これが単年度補助で切れましたので、家庭教育推進会議ということで残っております。

そういうことで、先ほど事務局の方からお話ありましたように、2市1町よいところを取り入れてということで、当然この一宮市の家庭教育推進会議にも諮って、今後、よりよいこうしたネット会議というものをつくっていきたいと考えております。合併後に「一定期間内に調整する。」ということに加えて、何か文言を入れてほしいというご意見でございますけれども、その意は十分に私理解してございますので、今後、さらに2市1町で調整を図っていく段階で、その部分につきましては必ず委員さん方にもお話しさせていただいて進めていくようにいたしますので、この件につきましては、できればこうした形をお願いできないかと思っております。

○谷 一夫会長

杉本委員さん。

○杉本 尚美委員

今日、市の名前を決めるに当たって議論してきたわけなのですけれども、中身が大事だ、新市が一体どういうまちになるのか、どういうまちにしていこうかということが大

切である、中身が大切であるということを皆さんおっしゃいました。私自身もそう思っておりますけれども、今後、住民説明会を行う中で、住民の皆さんに説明していくときに、このような「一定期間内に調整する。」という文言では住民には全く伝わりません。ですので、文言として明文化できるようなものであれば、どんどんこの調整方針の中に明文化してどういう方向で調整していくのかということを書くということは合併協議会全体の使命ではないでしょうか。

○谷 一夫会長

どうぞ。

○友定 良枝委員

私も杉本さんと同意見で、その場の言い逃れというか、先送りというか、うやむやにされてしまうような気がして仕方がないものですから、もう少し全体的にそういう文言が多すぎるものですから、明確にさせていただきたいとお願いします。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

これは確かに「一定期間内に調整する。」あるいは二、三年お時間を頂戴してという調整方針は、この総務文教小委員会のみならず多数ございます。それは私どもも望ましい姿ではないことは重々わかっておりますけれども、原課に聞いてみないと、その事情は私どもでははかり知れないところがございますが、いろいろな事情があって、やむなくこういう措置をとったといったこととございます。ですから、望ましい姿ではないということは私ども理解いたしておりますので、できるだけ今後速やかに、合併後速やかと言いながらも合併前にまだ時間が1年ちょっとありますから、その間に調整できるものは調整してまいりたいということとございます。

今、杉本委員さんのおっしゃった調整方針を云々ということとございますが、例えば「木曾川町の制度を生かした方向で一定期間内に調整する。」といった文言の修正ではいかがでしょうか。

○杉本 尚美委員

はい、結構です。よろしく申し上げます。

○谷 一夫会長

ほかにはよろしゅうございますか。よろしいでしょうか。

大島委員さん、どうぞ。

○大島 千恵子委員

ちょっと私の意見といたしまして、生涯学習のバスですね。今、一宮市には2台とかおっしゃいましたのですが、それを全体で利用するとなると、今現在でもなかなか順番が難しいのでございますね。私たちも女性の会でいろいろ使わせていただいておりますけど、バスを増やすとか、そういうことも多少考えておみえでしょうか。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この生涯学習バスにつきましては、今、委員さんおっしゃったように、一宮市で2台借り上げております。この委託料が年間1,400万円強かかっておりまして、バスも1台購入するのに1,500万円かかるといったことでございます。確かに今、一宮市だけにおいても、なかなか希望する団体にお使いいただけない状況だということはわかっております。ただ、この機会は公平でございまして、常に公開抽選日がございまして、そのときまでに申し込まれた方を公開で抽選するといったことでございます。ただ、これを、またバスを増やしてといったことでございますが、それについては当面考えておりません。この事業について、いわゆるその中では行政が本来すべきかどうかという議論もございまして、今のところ一宮市が2台ございますので、この2台を活用して新市においても使用してまいりたい、かように考えております。

○谷 一夫会長

ほかにいかがでしょうか。

では、ご発言もないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

協議第29号、市（町）立学校の通学区域について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第29号については原案どおり決定をいたしました。

協議第30号、学校教育事業（その1）について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第30号については原案どおり決定をいたします。

続きまして、協議第31号、文化振興事業について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第31号については原案どおり決定をいたしました。

次に、協議第32号、コミュニティ施策について原案どおりご承認いただきますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第32号については原案どおり決定いたします。

続きまして、協議第33号、社会教育事業について原案どおり承認をするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第33号については原案どおり決定をいたします。

次に、厚生小委員会関係に移りたいと思いますが、厚生小委員会関係につきましても11項目の協議事項と数が多くございますので、2つに区切って説明・協議をお願いしたいと思います。

まず、協議第21号、使用料、手数料等の取扱いから協議第37号、高齢者福祉事業についてまで、浅田委員長さんから報告・説明をお願いします。

○浅田 清喜委員

厚生小委員会の浅田でございます。厚生小委員会の関連の協議事項につきましてご説明を申し上げさせていただきます。今、会長の方からもございましたように、協議をお願いする案件は11件でございます。

使用料、手数料の取扱いにつきましては、総務文教小委員会の調整方針と同じでございますので、このことにつきましては先ほど梶田委員長からご説明がございましたので、省略をさせていただきたいと存じます。個々の事業で特段のご意見もまたございませんでしたので、そのこともあわせて報告をさせていただきます。

それでは、資料の27ページ、資料20、国民健康保険事業の取扱いについてをお願いさせていただきます。

協定項目20、国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、調整方針は「国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整するものとする。ただし、木曾川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整するものとする。」といたしております。

附属資料の13ページをお開きいただきたいと思います。と思っております。

賦課方式につきましては、現在2市1町とも所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用いたしておりますが、税率、税額につきましては全部違うわけでございますので、公平性の確保の点から合併時に統一した税率を適用すべきとの意見もございましたが、木曾川町の住民の皆様に急激な負担増となるということもございまして、一宮市の制度を基本としつつ、合併特例法第10条を適用いたしまして、3年間で不均一課税を採用し、木曾川町の税率を段階的に引き上げ、20年度に統一をしたいと考えております。

また、資産割につきましては、高齢化により、資産はあっても年金収入のみの世帯が増えてまいります。資産割を廃止することにより高負担感を解消する、あるいは資産運用による収入等につきましては所得割に反映されている二重課税の現状を解消するとい

う考え方により、廃止をさせていただきます。この結果、概ね20年度の姿として低所得者層の税負担が軽減されることになってまいります。

次に、資料の28ページ、資料21でございますが、保健衛生事業につきまして協定項目23-9でございますが、調整方針は、

3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとする。

(1) 基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。

(2) 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。

附属資料の方の34ページをお開きいただきたいと思います。

4番の基本健康診査でございますが、これにつきましては合併時に一宮市に合わせることであります。尾西市の欄で生活習慣病総合健診（いわゆる人間ドック）につきましての事業廃止について委員から疑問が出されましたが、市町村の保健事業として事業を廃止するが、国民健康保険の事業として新市において継続をするという合意がなされておりますので、そのことにつきましてのご報告をさせていただきますと存じます。

次に、37ページをお開きいただきたいと思います。

8番の乳幼児健康診査でございますが、38ページの5の尾西市の健康診査後事後指導及び木曾川町の乳幼児発達相談につきましては事業を廃止して、要観察児は紹介状で医療機関に依頼をすることになっておりますが、受診についての不安のある場合は育児相談で対応し、再度乳幼児健康診査で医師の診断を受けられる体制をとり、母親の不安を解消するために対処をしていくという説明がございまして、委員の皆様方のご了承をいただいております。

続きまして、29ページ、資料22をお開きいただきたいと思います。

協定項目23-10、障害者福祉事業についてでございますが、調整方針（案）は、

(1) 障害者手当給付事業については、合併後2年間は、現在の各市町の給付水準を維持する。なお、合併後3年目以降は尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については類似団体の給付水準を踏まえ調整する。

(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。

(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。

(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区分をなくし、初乗り料金以内の助成とする。

(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。

ということでございます。

附属資料42ページをご覧くださいと存じます。

2番の障害者手当給付事業についてでございますが、当初、事務局案といたしましては2年間の経過措置を置きつつ尾西市の制度に統一するとしておりましたが、委員の皆様方から、木曾川町の重度障害者の受給者が7,000円から2,000円に下がるのは相当厳しいという強いご意見が出されてまいりました。協議の結果、各市町の現行制度を2年間は継続した後、重度障害の方への手当につきましては例えば30万以上の類似団体の給付水準を参考にして見直しをし、調整をするということでご了解がなされました。

次に、高齢者福祉事業、30ページ、資料23をお開きいただきたいと思います。

協定項目23-11、高齢者福祉事業についてでございますが、調整方針（案）は、

(1) 在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60,000円とする。

(2) ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(3) 生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。

(4) 軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。

(5) 配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。

(6) 訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。

(7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。

(8) 敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。

(9) 基幹型在宅介護支援センターについては木曾川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時まで調整する。

(10) 敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者の慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。

ということでございます。

附属資料の58ページをご覧くださいと存じます。

8番目の軽度生活支援事業でございますが、一宮市の事業に合わせることにしておりますが、委員より、事業委託先について一宮市は社会福祉協議会のみ委託をしているが、今後、木曾川町のようにNPOやシルバー人材センター等に委託する予定はないのかと質問がございました。このことにつきましては、事務局より、社会福祉協議会以外の団体等についても、合併後、委託先として検討していくという回答があり、了解をさ

れております。

一たんここで打ち切らせていただきますので、よろしく願いいたします。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告説明につきましてご意見等あれば、ご発言をお願いいたします。

どうぞ、服部委員さん。

○服部 豊委員

正直これだけのものを今日渡されて、さあ、どうだと言っても、これは無理ですよ。本当に往生しているのですけれども、小委員会の方できちんと論議をしていただいているという前提でこの協議会になっているとは思いますが、だからといって何でもフリーパスというのもどうかと思うのですね。

それで、ちょっとお尋ねをしたいと思えますけれども、1つは、一番最初に国保事業についてが出ておりました。それで、調整方針（案）としましては「被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整するものとする。ただし、木曾川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整する」ということで、附属資料の13ページを見ますと、賦課方式等について、調整方針、「一宮市の制度を基本に新たに定めるものとする。」となっておりますけれども、具体的にはどういうふうになっていくのか。今の時点でわかっているところをお示ししたいと思えます。

特に国保税ですね。賦課方式ですから、国保税に係る分でありますけれども、非常に重税感というのが加入者にとってあるのですね。尾西市でも同様でありまして、合併に賛成の皆さんは合併すると国保税が安くなるので賛成だと言って、先走ってそういうことを発言される方もあるぐらいですね。藁にもすがる思いというようなところがあるのですけれども、今のこの調整方針だと、そういうのはどうなっていくのか、教えていただきたいと思えます。

○谷 一夫会長

それでは、事務局の方から。

○棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長

一宮市の保険年金課の棚橋でございます。よろしくお願いいたします。

医療費はなかなか掴みにくいのがまず大前提で、社会情勢とか、いろいろな変更等ございます。ただ、今年度の15年度の税率、ここにお示しさせていただきますと、本算定で各2市1町ともこれだけの開きの税額が出ました。

これ新市におきましてはどのようにということで、基本的には2市1町とも所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用しておりますけれども、先ほど委員長さんからの報告ありましたように、資産割については少子高齢化等、そういうことを考慮に入れて廃止の方向へと。残ったその部分をどのようにカバーするかということで資産割と所得割が一つの国保の算定上応能割と、その他の均等割、平等割は応益割とということで

被保険者の利益に係る部分、つまり応能割を所得割一本化ということで説明をさせていただいたところでございます。

それで、もう一つは、現行の4割とか6割とか、そういう軽減基準がございますけども、ちょうど軽減割合6割・4割軽減、これ現状の応益割率が45%を下回っておりますので、こういった割合になっておりますけども、国保の標準算定は基本的には応益割が5割と、それから応能割5割ということが標準算定割合になっておりますので、それに近づけた線にしますと、7割・5割あるいは2割と、そういった法定軽減基準が出てきます。それで、一宮市では現状6割・4割の中に2割という特別な上乘せの軽減を持っておりますので、新たに7割・5割・2割になったといたしましても、最高8割まで非常に低所得、基準以下の超低所得の方については8割軽減がございます。そういった制度を取り入れた超低所得の世帯の方については負担が少なく、所得に応じた負担をお願いしよう。そういう形で結論づけさせていただきました。

因みに、15年度の本算定時におけるこの額に、この調整方針に従った均等割だとか平等割に置きかえますと、均等割では2万7,000円、それから平等割では2万8,000円、それから所得割については最終で8.5%といった数字になりますけれども、これは今年度の本算定の額を市における税率に置きかえたわけでございます。従いまして、今後の社会情勢だとか医療の情勢というのはまだ2年先はわかりません。ですから、それはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○谷 一夫会長

よろしゅうございますでしょうか。

服部委員さん、どうぞ。

○服部 豊委員

ですから、附属資料の後ろの方にモデルパターンというのですか、出ているのですけれども、実際にこういう世帯においてはこんな状態になるという形で出されていると思うのですけれども、初めて見ると、これがなかなかわかりづらくて、ご説明をお願いしたいと思います。

○谷 一夫会長

保険年金課長。

○棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長

附属資料の例えば20ページで、パターンの1、本人、妻で2人世帯、所得が33万円以下の場合、15年度現行、一宮市と尾西市は均等割2万5,800円、木曾川町は2万400円とか、そういった現行の税率が記載してございます。それで、20年度につきましては、先ほど言いました数字で2万7,000円と2万8,000円、それから所得割を8.5%、資産割はゼロというような形で、段階的に17、18、19の年度を表させていただきます。

そのすぐ下でございますけども、例えば固定資産税がゼロの世帯、現行、一宮市においては1万5,700円が賦課税額になります。現行税率で尾西市の方ですと3万1,400円、

あるいは木曾川町の方ですと2万5,600円のご負担をいただいております。これが17年度につきましては、いずれの市町も1万6,400円、18年度以降1万6,400円のご負担で済むということになります。

逆に、一番下になりますけど、固定資産税が15万円かかっている世帯の場合ですと、一宮市、尾西市、木曾川町、7万2,700円とか、こういった税額がかかっておりますけども、17年度におきましては一宮市、尾西市で3万8,900円、旧木曾川町の部分につきましては4万2,600円でございます。これは17年度に資産割については概ね2分の1ということでお示しさせていただいております。従いまして、18年度以降になりますと1万6,400円、つまり資産割のゼロの方たちと同じような額になろうと、そういった表でございますので、よろしく申し上げます。

○服部 豊委員

この表を見ますと、これ現時点で15年度に置きかえて試算をされていると思っておりますけれども、黒三角のものは15年度と比べて減額になると、そういう黒三角がついていないものは、これ増額になるということだと思っておりますけれども、概ね尾西市にとっては減額になる方が多いようでありまして、一宮市では若干増額になる方もみえる。木曾川町でも同様ですね。木曾川町は特に現行が低いということですね。これが少しでも安くなることはありがたいのですが、考え方として、どういう世帯に軽減を厚くするといいますか、負担を軽減していこうというような政策的なねらいというものが込められているのかどうかですね。

そういうことと、本当はこういうものは、せっかく新しい市になるわけですから、特に重税感のある国保税については、どなたも新しい市になって負担が軽くなったなど思っただけのような制度にするべきだと思っておりますけれども、そういう意味では木曾川町さん並みに調整するということは不可能であったのかどうかですね。その点、お聞きしたいと思います。

○谷 一夫会長

山口助役。

○山口 善司幹事長

一宮市の助役の山口でございます。

今回、国保のまず基本的な考え方でございます。まず見直したのは、冒頭、委員長さんからも話がございましたように、これからの社会、現在もそうでございますが、年金収入だけの高齢者の方が非常に増えてきているわけですね。そういう中で資産割というのが非常に重税感があるということがまず第1点。そういう中で、年金収入の高齢者の方をまず第1点目は軽減しようということで資産割を廃止したと。

それから、もう一点は、見ていただきますと、個々には違いますが、大ざっぱな言い方で大変申し訳ないのですが、所得が200万円から300万円弱ぐらいの方は基本的には減額になると。ただし、資産割を廃止したことによって、もともと資産がゼロの方については当然そういう資産割を廃止したことによる影響はございませんので、多少負

担増になってくると。

従いまして、国保というのは、ご承知のように、かかった医療費に対して一定の水準で国保税をいただくわけでございまして、その会計上どこかにしわ寄せがいくと申しますか。ただ、ご承知のように、限度額がございますから、一般的にいけますと、所得が600万円ぐらいいを超えますと限度額までいってしまいますから、それ以上の方は負担増はない。そうしますと、当然300万円から600万円ぐらいの方、こういう方は応分の負担と申しますか、その差をそちらの方へいただくということですね。中間層と申しますか、どうしてもそちらの方へ増要因がプラスになってくる。基本的に、大ざっぱにいいますと、大体そのような区分になってくるだろうと思っています。

そういう中で、もう一点は、先ほど申しましたように、応能応益割合を概ね50対50にすることによりまして、現行各市町とも一定所得以下の減免率が6割・4割でございませぬ。これが7割・5割・2割と、まず法定減免率が一つ引き上がるということと、一宮市におきます独自減免、2割あるいは3割、これは導入しております。そういう中で低所得の方は現行、尾西市、木曾川町の方は6割減免でございませぬ。これは法定減免7割、プラス一宮が今8割減免しておりますから、それ1割オンして8割。8割・6割、それから所得が法定減免ではない方、200万円以下の方につきましては、2割の独自減免を設けておりますから、尾西・木曾川さんのケースをとれば、200万円以下の方はまず減免率が上がってきますので、概ねマイナスになってくるのではなかろうかと。そんな理論構成の中で今回提案をさせていただいたということでございませぬ。

○谷 一夫会長

どうぞ。

○服部 豊委員

これも保険でありますので、やはり応分の負担というものは当然であると思います。ただ、その中でやはり低所得者層に対する十分な施策というものはとっていただくべきだと思っておりますけれども、今ご説明もいただきましたけれども、固定資産税がある方はある程度の収入までも減額になるケースが多いわけですから、ない場合ですと、低所得者層がこういった軽減措置になるのではないかとということで、先ほどページが浅い方は黒三角ばかりでありましたけれども、だんだんめくっていくに従って、ほとんど増額になるような形になってくるわけです。

例えば平均的な固定資産税額として示されていると思いますけれども、8万円のクラスですね。これ2人世帯所得300万円になると、ほとんど増額になるわけですから、ここから上の所得の方は増えますよと、右の子供2人いて4人世帯だと所得300万円、固定資産税がない場合、ほとんどかなり増額になるということでもありますけれども、私は例えば600万円、1,000万円とか、そういう超えるような所得の方には賦課限度額まで納めていただければ結構だと思いますけれども、4人世帯で所得300万円といえますと、これは生活していくのがやっとなという状況ではないでしょうか。そういう世帯がほとんど負担増になっていく改定というのはどうかと思うのですけれども、この本人、妻、子供

2人で所得300万円というのは例えば年収でいうと、どのくらいに当たる世帯でしょうか。

○谷 一夫会長

山口助役。

○山口 善司幹事長

これは所得の場合でいきますと、一般的にいきますと、農業の方で、農業所得でいけば、300万円ある方まずゼロだろうと思っています。ただ、営業所得の場合は、これは収入額が幾らだから300万円になるという、こういう計算はできません、それぞれいろいろな諸経費控除されますから。だから、一般的にいけば、かなりの、収入面だけからいけば、ある程度ある方ではないだろうかなと。具体的な数字はそれぞれの事業主によって当然異なってきますので、このあたりはちょっとお答えすることはできませんので、よろしくお願いを申し上げます。

○谷 一夫会長

服部委員さん。

○服部 豊委員

給与所得の場合はどうでしょうか。各種控除は平均的にあると見た場合ですね。

○谷 一夫会長

保険年金課長。

○棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長

給与所得者の場合ですと、給与所得控除前、大体四百四、五十万円だと思いますけども、ちょっと詳しい換算表は持っていませんですけども、大体そのあたりの金額になろうかと考えております。従いまして、そこから給与所得を控除した後が所得割の課税対象所得ということになります。よろしくお願ひします。

○谷 一夫会長

服部委員。

○服部 豊委員

給与所得に換算してみると、大体年収が四百四、五十万円ではないかというお話がありました。月に三十六、七万円ぐらいですよ。今、平均の年収額がどのくらいになっているかわかりませんが、少なくとも、そう生活に余裕がある世帯だとは私は言えないと思うのです。ですから、この辺の世帯まではもう少し下げるべきではないかなと思っていますけれども、現在、国保事業においては、どこでもそうだと思いますけれども、特別会計で運営してみえますけれども、ですから収入は特定の収入ということではありますが、そのほかに他会計からの繰入金等を入れて運営しているというのが実態だろうと思います。そういう他会計からの繰り入れ等は今回の調整（案）ではどういうふうにしようとしてみえるのかについて、教えていただきたいと思っています。

○谷 一夫会長

保険年金課長。

○棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長

すり合わせの段階で13年度あるいは14年度で各市町の被保険者1人当たりの繰入金額に割り戻しの額だとか、いろいろ検討いたしました。また、県下の平均的なその他の繰入分といいますか、そういった額もいろいろ検討させていただいて、大体県のレベルで、名古屋市はちょっと別になるわけですがけれども、給付率が違っていた関係上、直近の数字ないのですけども、大体1万円程度は一般会計からの特別繰り入れで応援していくべきではなかろうかと、そういった形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○谷 一夫会長

友定委員さん。

○友定 良枝委員

今の説明聞いていて、国民健康保険が赤字のことは知っていますし、きっとどこかが負担をしないとやっていけないとは思いますが、今の話を聞いていると、ちょっと話は大きくなりますけど、400万円、450万円とか言われるのですが、大体そういう世帯というのはこれから子供を産もうという世帯だと思うので、本当によく考えていただかないと、少子化につながると思います。

○谷 一夫会長

山口助役。

○山口 善司幹事長

たまたま今450万円という数字がひとり歩きしているわけですが、基本的に国民健康保険税というのは一般的な俗に言うサラリーマンというのは社会保険に入っておるわけですね。基本的に国民健康保険につきましては自営業あるいは農業、そういう方が対象でございまして、従いましてサラリーマンでいけば、たまたま450万円、それから控除をして所得が300万円になるわけですが、例えば自営業の場合であれば、これが収入が450万円だから300万円という数字にはなり得ないと。もっと多くの現実に収入があるわけですが、そのあたりはちょっと、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それから、もう一点、国民健康保険というのはあくまでも、特別会計でございまして、かかった医療費、これは一部国・県等の補助はあるわけですが、基本的にはその受益者である被保険者の保険税で賄うと。これが原則でございまして、ただそれだけでやりますと、医療費の増加と申しますか、そういうものもございまして賄い切れないということで、一般会計の方から一宮市でいきますとルール外といいますか、特別に約8億5,000万円から9億円ぐらい出しているわけですね。木曾川町さんの場合でいきますと、額は私、定かではございませんけども、被保険者1人当たりによれば一宮市よりも大きい、たくさんのお金を一般会計、町税の方から投入しているわけですね。これがどの程度が妥当かという一つの問題がございまして。

余り例えば赤字だからといって一般会計からどんどんそちらへ、会計へ繰り出しますと、国保の加入してみえない方の税金もそちらへ投入するわけですね。ですから、この辺はやはり社会通念と申しますか、県下あるいは各市の状況、それからその会計の状況

も見ながら決めていくべきことということで、先ほど来、一宮市の保険年金課の方から説明ございましたが、新市においては被保険者1人当たり1万円の、現在より木曾川町はちょっと下がると思います、一宮市、尾西市は今まで以上の金額を税から投入して、今回こういうシミュレーションをつくったと。ただ、これもあくまでも15年度の医療費でございます、医療費が大幅に伸びてくれば、当然これはまた税等に負担増をお願いしなければならないと、こういうことでございます。

一番の、冒頭申しましたように、国保の問題点と申しますか、低所得者の方がまず多いということと、それから限度額というのが法律で定まっております、ですから一定の所得以上の方はどれだけ所得あっても限度額で頭打ちになるという、そういう矛盾したといえますか、一つの考え方がございますけれども、そういう制約の中でやりくりをやっていくと、税を決めていくということでございますので、そのあたりはご理解賜りたいと思います。

○谷 一夫会長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

服部委員さん、どうぞ。

○服部 豊委員

先ほどの委員会報告された内容のところなら、ほかのところでもいいですね。国保事業だけに限らないですものね。

○谷 一夫会長

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

1つだけ、敬老金の支給事業を合併時に廃止するという事になっておりますけれども、参考資料の64ページですね、附属資料の。何でもお金をばらまけばいいということではないということでの廃止かもしれないけれども、やはりお年寄りの皆さんというのは、若い人であれば働きにいけないわけですけども、80歳以上ともなれば、そういうわけにもいかないです。ですから、80歳になれば5,000円、尾西市で言えばですね、85歳、この区切りで5,000円。90歳では1万円、95歳では2万円と。

ですから、お年寄りにしてみれば、あと1年頑張れば5,000円かと、あと1年で1万円と、励みにしている方も見えないとも限らないですよ。こういうのが合併した途端になくなるということになりますと、こういったお年寄りにとっては励みにするものが1つ減るということになると思うのですけれども、どういってお考えで尾西市・木曾川町でやっております敬老金支給事業廃止ということで提案されたかですね。

○谷 一夫会長

これは、一宮市の敬老金を廃止したのは私でございますので、私からお答えさせていただきます。

一宮市も従来は尾西市、木曾川町に準じるような、若干違いますけれども、制度を持

っておりました。しかし、県が4年前でしたか、節目支給に見直すということでありまして、それを契機にして一宮市も節目支給にしようという話もありましたけれども、思い切って廃止をしようということにいたしました。それは今冒頭で服部委員さんおっしゃったとおりでありまして、まさにばらまき以外の何ものでもない判断をいたしました。

75歳以上、80歳以上といっても、健康なお年寄りもおいでになれば、かなりゆとりのあるお年寄りもおいでになるわけでありまして、ただ年齢だけでその方たちに同じような金額をお出しするのはいかがなものかと。まして、これから高齢化がどんどん進んでいくわけでありまして、3人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上というような時代がやってくるわけございますので、そういうときに負担をする若い人たちがどう思うかでありまして、負担をされる人のことも考えなければならないと思います。そういうことでやめて浮いたお金を介護保険で要介護補助4・5と、いわゆる寝たきり老人の補助へ使ったほうが有意義ではないかと、こういうことでございまして、その方がずっと税金も生きていく、こんなふうに思っているところです。

中島さん。

○中島 路可委員

お金がいっぱいあるときは、それで私、いいと思いますけれども、個人的なことを申し上げます。うちのおふくろが92歳です、「私はこれをもって若い人がかわいそうだ」と言います。それだけです。

○谷 一夫会長

服部委員さん、どうぞ。

○服部 豊委員

私も、ただ何でも年になったときにお金を配るということがいいことだとは思っておりません。ただ、やはりどなたも安心して老後が暮らせるようになっているのかどうかという、老後に不安のある方が多いというのが、現状なのですね。

それをいかに埋めていくのかという事が行政の務めであるわけですがけれども、まだまだ不十分なところがあって、それを埋める一手段としてこういう形もとられているのではないかと私は理解しておりますけれども、先ほど谷さん言われたように、廃止したけれども、その分はこうやって生かしているのだと。ですから、トータルとしてお年寄りのこういった施策が前進しているということであれば、それは私は結構なことだと思います。ただ、これ余りにも膨大な資料でありまして、これ廃止した分、埋め合わせるだけの前進があるのかどうかというのは、私はまだ今の段階では判断が付きません。

○谷 一夫会長

ほかにはいかがでございましょうか。

特にほかにはご意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

協議第21号、22号は後ほどお諮りをいたしますので、まず協議第34号、国民健康保険事業の取扱いについて原案どおり承認をするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第34号については原案どおり決定をいたしました。

次に、協議第35号、保健衛生事業について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第35号については原案どおり決定をいたします。

続きまして、協議第36号、障害者福祉事業について原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第36号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第37号、高齢者福祉事業について原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第37号については原案どおり決定といたします。

それでは、ここで10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。再開は6時30分からとさせていただきます。

午後6時20分 休憩

午後6時32分 再開

○谷 一夫会長

それでは、休憩前に続きまして、会議を再開したいと思います。

続きまして、協議第38号、児童福祉事業についてから協議第42号、病院事業についての5項目について、浅田委員長さん、お願いをいたします。

○浅田 清喜委員

それでは、資料の31ページ、資料24をお開きください。

協定項目23-12、児童福祉事業についてでございますが、調整方針(案)は、

(1) 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。

(2) 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。
とします。

附属資料の68ページをご覧くださいと思います。

1番の遺児手当でございますが、これにつきましては児童の年齢幅の広い、また所得制限はありますが、手当額の高い尾西市の制度に合わせることになりました。

次に、附属資料の70ページをご覧ください。

5番の放課後児童健全育成でございますが、これにつきましては現在、各市町で事業を行っておりますが、開設曜日を原則、月曜日から土曜日までとし、保育時間については例えば児童館は通常13時から19時とし、学校休業日は7時30分から19時までというように、曜日、時間とも各市町の最も長い受け入れ態勢をとり、利用しやすくしていきたいと思っております。

続きまして、資料の32ページ、資料25をお開きいただきたいと思います。

協定項目23-13、保育事業についてでございますが、調整方針(案)は、

(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。

(2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。

附属資料73ページをお開きいただきたいと思います。

保育料につきましては、現在、全体的に見て高い方から尾西市、一宮市、木曾川町の順となっております。中間的な額である一宮市に合わせることになりましたが、ただし、高くなる木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけて3年間で増額分を段階的に調整し、20年度に統一することとなりました。

次の同じく附属資料81ページをお開きください。木曾川町の3年間の調整案を示した表でございます。この表で、以後83ページまで年齢層に分けて示してございます。

内容につきましては、各階層の一宮市と木曾川町の平均的な差額を17年度より4分の1ずつ100円単位で引き上げるものとなっております。これにつきましては、当初示された事務局案を検討した結果、よりなだらかな段階調整をすべきだと木曾川町の委員の皆様方からご意見がございまして、取り入れをさせていただき、事務局案を修正した形で委員全員のご理解をいただいたものでございます。

続きまして、資料33ページ、資料26をお開きください。

協定項目23-15、その他の福祉事業についてでございますが、調整方針(案)は、

(1) 民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。

(2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。

(3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。

(4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせるものとする。

ということでございます。

附属資料の84ページをお開きいただきたいと思います。

1番の民生委員児童委員でございますが、調整方針は「一宮市の事業に合わせる。」ことになっておりますが、協議の際に、尾西市・木曾川町のいいところも取り入れてほしいというご意見がございました。当然私もそうあるべきだと考えておりますので、新市においてよりよい方向に調整を図っていただくようお願いを申し上げます。

次に、附属資料の85ページをお開きいただきたいと思います。

3番の乳幼児医療費助成事業でございますが、現在、各市町とも助成対象者が違っております。尾西市が平成16年1月から6歳まで、一宮市・木曾川町が平成16年4月から未就学児童まで拡大する予定でございます。このため、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には住民に対する高福祉の観点から統一をして、要は、現在の状況でいけば、合併時には未就学児にまで拡大されることになってまいります。

続きまして、資料の34ページ、資料27をお開きいただきたいと思います。

協定項目23-16、健康づくり事業についてでございますが、調整方針(案)は、

(1) 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。

(2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。

(3) 新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曾川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

となっております。

附属資料92ページをお開きください。

4番の健康づくり宣言についてでございますが、新市において「健康づくり都市宣言」をしてはどうかのご意見がございました。このことにつきましては、新市のまちづくり基本方針に係る事項でございますので、新市建設計画作成等小委員会でも協議の中で是非検討をしていただきたいと思います。私からもお願いをさせていただきます。

続きまして、資料35ページ、資料28をお開きください。

協定項目23-17、病院事業についてでございますが、調整方針(案)は、

(1) 一宮市、尾西市、木曾川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり新市に引継ぎ、名称については、先ほどお決めにいただきましたので、一宮市立市民病院、一宮市立市民病院今伊勢分院、一宮市立尾西市民病院、一宮市立木曾川市民病院とする。

(2) 慣行料金等については、合併時に統一するものとする。

とさせていただきます。

協議の際、臓器の移植ができるような高度医療、先端医療から成る病院を目指すべき、あるいは診療科目の充実をというご希望がございました。私からも、合併後も地域医療を充実していけますようお願いをさせていただきました。

以上が、厚生小委員会の後半部分の報告でございますが、よろしくご協議をお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきましてご質疑があれば、お願いをいたします。

服部委員さん。

○服部 豊委員

まず、保育料についてでありますけれども、参考資料の79ページの見方なのですが、たとえば例1、例2と、いろいろあるわけですが、その下に一宮市基準が一番上ですと、2万1,800円、尾西市基準が2万5,000円、木曾川町基準が1万8,340円ということです。それで、木曾川町については激変緩和措置をとるということでありましたけれども、この例1の場合、2万1,800円の保育料になると見ればいいのでしょうか。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

尾西市はすぐ2万1,800円になりますし、木曾川町においては段階的に引き上げ、20年度に一緒になるとご理解いただきたいと思います。

○谷 一夫会長

服部委員さん。

○服部 豊委員

わかりました。

現行のそれぞれの市町における弾力徴収率はどうなっておりましたでしょうか、一宮市基準ということになりますので、一宮市の基準に統一されていくということですが、いかがでしょうか。

○谷 一夫会長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

弾力徴収率でございますが、一宮市の場合は61.5%、尾西市が70.2%、木曾川町が48.1%でございます。

○谷 一夫会長

服部委員。

○服部 豊委員

尾西市にとっては相当な軽減になろうかと思えます。

それと、もう一つ、一宮市において実施されておりました、今回、合併を機に廃止し

たいという項目がありましたけれども、69ページの児童福祉施設歳末慰問、これはどう
いう考えで廃止するという事にされたのでしょうか。

○谷 一夫会長

真野部長。

○真野 幸雄一宮市市民福祉部長

一宮市の市民福祉部長の真野でございます。

この児童福祉施設歳末慰問でございますが、このほかにも高齢者とか障害者の施設の
慰問の関係もございます。こういった事業につきましては、やはりこの時点でもって見
直しを図って廃止をしたいと思っております。この財源を違うところの事業に充ててい
きたいという考えでございます。児童だけでなしに、高齢者、障害者の方の施設につき
ましても見直しを図りまして、廃止を決めたわけでございます。

○谷 一夫会長

服部委員。

○服部 豊委員

それぞれお考えがあつてのことだと思えますけれども、これなどは、そう対象者があ
るようなものとも思えませんけれども、問題はトータルとして、こうした福祉施策がど
れだけ前進するかというところにかかっていると思えますけれども、そういう中で中身
をよく吟味して、より効果のあるといいますか、喜んでいただけるものにしていく必要
があると思えます。いつも申し上げておりますように、負担は軽い方に、給付は厚い方
にというのが原則であるはずでありまして、特に一番最初の財政計画等を見ますと、歳
入は増える、歳出の人件費等は減るといふ財政計画が出されているようでありますので、
そういう点から見ますと、こういった福祉施策等も相当充実させることができるのでは
ないかと私は思っております。

もう一つお尋ねしたいと思えますのは、民生・児童委員について一宮市の制度に合わ
せるというのがあったのですけれども、これはどういうことをいっているのでしょうか。

○谷 一夫会長

何ページでしょうか。

○服部 豊委員

84ページですね。具体的には、一宮の制度に合わせるというのは何を指しているのか
なと思うのですけれども。

○谷 一夫会長

福祉課長。

○河村 正夫福祉分科会長

一宮市の福祉課の河村でございます。

今ご指摘の点でございますが、これを見ただけでは確かに「合併時に一宮市の事業に
合わせる。」という内容がわかりにくいかと思います。

内容的には、この3番の例えば会議等を見ていただきましても、私どもでは16という

地域がございまして、そこに334人という者が配属されておりますので、全員会議を開くことはなかなか難しいということで、16の会長さんに来ていただきまして会長連絡協議会というのをまず開く。そこで意思統一を図った上で各16の地区に下ろして、会長さんがそういったお話、私どもも行って、そこに出るといような形での、当然多人数になりますので、そういったピラミッド型の組織になるということと。あと、開催回数ですね。尾西市ですと、毎月1回といような開催。開催内容的にも一宮市の方向にするといような形での組織、あと開催回数、そういった面で一宮市の形に合わせるといこと。もう一つ、4番に専門部会といのがございまして。そういった中でも一宮市の部会の方式に合わせていただくとい形で示してあるわけでございます。

なお、先ほど私どもの厚生委員長の方からもお話ございましたが、ただ、こういった専門部会につきましては、尾西市、木曾川町が現在、独自のといるか、例えば違った形でのいろいろな研究なり部会等で取り入れていることにつきましては、私どもも積極的にそういったものを、いい面は取り入れるといような形でさっきご報告いただきましたので、そういった面では、事業に原則は合わせますけども、木曾川町、尾西市のいろいろないい面は取り入れていくとい形で考えているところでございます。

以上でございます。

○谷 一夫会長

服部委員。

○服部 豊委員

わかりました。

私がちょっと気になったのは定数の問題なのですね。どうも人口比でいいますと、尾西市がかなり定数が多いようなのですね。1人当たり人口という点でいきますと、尾西市が一番少ないのではないかと思いますけれども、こういうものについては特にすぐ変更しようとか、そういうことではないわけなのですね。

○谷 一夫会長

市民福祉部長。

○真野 幸雄一宮市市民福祉部長

お答えをいたします。

民生委員の関係でございます。定数の関係でございますが、実は来年度、一斉改選がございまして。このときに定数の増員等を図っていきたく思います。それから、若干私の方の関係が人口に比べて少ないといご指摘でございますが、受け持ちの世帯数の方は多いわけでございますが、やはり内容が問題であると思っております。世帯のうちの例えば見守ってもらう方が何名あるかといこともございまして。こういったことも含めまして、定数増につきましては来年、一斉改選のときに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

定数でございますが、これは県の方へ増員の要望をしまして、そのとおりにいくかどうかわかりませんが、一応増員をしたいとい考え方であるわけでございます。

○谷 一夫会長

よろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、松村さん。

○松村 真早美委員

保育料に関してですが、3首長にちょっと一言お願いがあるのですが、小委員会の中でも事務局の方をお願いしたのですが、木曾川町のお母様方にとって保育料のこの値上げは絶大というか、非常に関心の高い事項で、現在でも「合併をしたらすぐに上がるの？」それが話題になるぐらい、持ち切りになるぐらいな非常に関心の高いことなのですけれども、一般のお母様方にとって弾力徴収率がどうのと言っても全くこれはわからない話で、今現在、木曾川がとても安いのだということも、ほかの2市と比較をしているわけではないので、知らない方もお見えです。ですから、これから説明会を行う際には、これだけ税金を今まで使っていたのだよとか、もう少し一般の方にわかりやすいように、そして納得いくようにきちんと説明をしていただけたらと思います。お願いします。

○谷 一夫会長

ほかにはよろしゅうございますか。

それでは、ご意見も尽きたようでございますので、お諮りをいたします。

協議第38号、児童福祉事業について原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第38号については原案どおり決定をいたしました。

次に、協議第39号、保育事業について原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第39号については原案どおり決定をいたします。

続きまして、協議第40号、その他の福祉事業について原案どおりご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第40号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第41号、健康づくり事業について原案どおりご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第41号については原案どおり決定をいたします。

続きまして、協議第42号、病院事業について原案どおりご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第42号については原案どおり決定をいたしました。

それでは、続きまして、経済環境小委員会関係につきまして、井浪委員長さんから報告・説明をお願いいたします。

井浪委員長さん、よろしく申し上げます。

○井浪 清委員

経済環境小委員会委員長の井浪でございます。経済環境小委員会関連の協議事項についてご説明申し上げます。今回ご協議をお願いする案件は4件でございます。

初めに、使用料、手数料等の取扱いと補助金、交付金等の取扱いについてでございますが、先ほどの総務文教小委員会の調整方針と同様ですので省略させていただきますが、委員から、補助金・交付金については対象団体等の活動実態を十分踏まえた上で合併を機に廃止を含めて思い切って整理統合すべきとの意見がございました。

次に、環境対策事業でございますが、それでは、資料の36ページ、資料29をお開きください。

協定項目23-18、環境対策事業についてでございます。

調整方針は、

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。

(1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。

(2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせるものとする。

(3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。

(4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。

(5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。

としております。

附属資料をご覧ください。初めに22ページをお開きください。

1番から4番のごみ処理事業でございますが、ごみの分別、ごみ出し袋、収集回数、収集方法につきましては、住民あるいは町内会などへの周知期間ということで、まとめ

て総合的に3年間の猶予を与えていただきながら調整を図ってまいりたいということでございます。

続きまして、資料の25ページをお開きください。

12番の合併処理浄化槽設置補助金でございまして、尾西市の制度に合わせるということになっております。この補助金の制度は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽が両方共存するときに、より環境負荷の少ない合併処理浄化槽を普及する目的で創設されたものであります。13年4月からは法的に合併処理浄化槽に一元化されていること、県内の状況を見ても補助金額を減額する傾向にあること、また限られた財源の中でより多くの世帯を対象にすることが望ましいことなどをもちまして、この調整方針とさせていただきます。

次に、農林水産関係事業として、資料の37ページ、資料30をお開きください。

協定項目23-19、農林水産関係事業についてでございます。

調整方針（案）は、

農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものとする。

(1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。

(2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

(3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

としております。

附属資料をご覧ください。初めに29ページをお願いいたします。

2番の農業振興地域整備事業でございます。農業振興地域の整備に関する法律によって、新市において基礎調査を含む整備計画の見直し後、新たな計画を策定するという調整方針でございます。

農業施策につきましては、合併を機にこの地域の産品を全国ブランドにしていくような施策が重要ではとの意見がございました。この点は新市建設計画あるいは新市になってから十分に検討していただく必要があると私も考えております。

以上、経済環境小委員会の報告です。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいまのご報告・ご説明につきまして、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

特にご意見もないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

協議第21号、22号は後ほどお諮りをいたしますので、協議第43号、環境対策事業につ

いて原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第43号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第44号、農林水産関係事業について原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第44号については原案どおり決定といたします。

続きまして、建設小委員会関係につきまして川合委員長さんから報告・説明をお願いいたします。

○川合 正高委員

それでは、建設小委員会委員長の川合でございます。建設小委員会関連の協議事項についてご説明を申し上げます。今回協議をお願いする案件は4件でございます。

建設小委員会の使用料、手数料等の取扱い及び補助金、交付金等の取扱いについては、先ほど総務文教小委員会の調整方針と同じですので、省略をさせていただきます。

なお、個々の事業で特段のご意見もございませんでした。

それでは、資料の38ページ、資料31をお開きください。

協定項目23-22、建設関係事業についてでございます。

調整方針(案)は、

(1) 市町道の認定・廃止については合併時に一宮市の制度に合わせる。

(2) 公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。

(3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。

としております。

附属資料の方をご覧ください。初めに、22ページをお開きください。

3番の公営住宅の使用料でございます。これについては、現在、各市町ともに公営住宅法に基づきまたは準じて料金設定されているところですが、合併に伴い料金設定に使われる係数が一宮市の係数に統一されることによりまして、尾西市及び木曾川町の使用料が高くなる結果となります。その急激な変化を緩和するために、平成17年度については現行のとおりとし、その後3年で法で定める基準に統一するとしております。

次に、24ページ及び25ページをお開きください。

6番の市街化区域の見直しと7番の用途地域等でございます。これにつきましては、

新市において新市建設計画等も踏まえ、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定し、それに基づいて見直しを含め検討するとしております。

続きまして、資料の39ページ、資料32をお開きください。

協定項目23-23、上・下水道事業（その1）についてでございます。

調整方針（案）は、

（1）水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。

（2）加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。

（3）下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。

としております。

附属資料の方をご覧ください。初めに、31ページをお開きください。

2番の水道料金と3番のメーター使用料でございます。水道料金については、一宮市が用途別、尾西市・木曾川町が口径別ということで、料金の相違とともに体系の相違がございます。メーター使用料についても若干市町によって乖離がございます。当面は旧市町の区域ごとの料金体系で行い、2年以内に旧一宮市地区の用途別を口径別とし、料金を統一し、その際にメーター使用料を廃止するという事としております。

次に、32ページをお開きください。

4番の加入金についてでございます。水道の加入金については「合併時に一宮市の基準に合わせる。」こととさせていただきます。

なお、加入金の取り扱いについては、現在は、一宮市は権利は土地につき、尾西市・木曾川町は権利は人につくという大きな違いがございます。この件につきましては委員の間でもさまざまな議論がありましたが、結果は1年以内に調整を図っていくということになりました。

6番の下水道使用料についてでございます。これについても、水道料金と同様、当面は旧市町の区域ごとの料金体系で行い、2年以内に旧一宮地区の用途別を従量制、逡増制にし、料金を統一することとしております。

なお、下水道の受益者負担金については継続協議となっております。

以上が、建設小委員会の報告でございます。よろしくご協議のほどお願いを申し上げます。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問があれば、ご発言をお願いいたします。

特にご発言ないようでございますので、お諮りをしたいと存じますが、協議第21号、使用料、手数料等の取扱い及び第22号、補助金、交付金等の取扱いの2つの項目について、4つの小委員会の報告・説明が終わりましたので、ここでお諮りをしたいと存じま

す。

協議第21号、使用料、手数料等の取扱いについて原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第21号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第22号、補助金、交付金等の取扱いについて原案どおり承認をするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第22号については原案どおり決定いたしました。

続きまして、協議第45号、建設関係について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第45号については原案どおり決定をいたしました。

次に、協議第46号、上・下水道事業(その1)について原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第46号については原案どおり決定をいたしました。

どうもありがとうございました。

本日の協議事項は以上でございますが、その他として3点ございます。

まず、住民説明会の日程について事務局から説明をお願いします。

○森 輝義事務局長

それでは、資料の40ページをお願いいたします。

資料の33「合併協議会住民説明会開催日程表」をご覧くださいと思います。

住民説明会の日程といたしましては、来年1月17日土曜日から2月15日日曜日までのおよそ1カ月にわたりまして2市1町26カ所の会場で行いたいと考えております。初日の1月17日には2市1町すべての市町で第1回目を開催することとし、すべての会場において3人の首長さんがそろって出席させていただくことになっております。また、その後の日程につきましては、会場市町、それぞれの市町の首長さんの出席とさせていただきます。説明の内容としましては、本日までにご確認いただきました協議事項をまと

めました住民説明会用の資料を別途作成し、それに基づきまして説明したいと考えております。説明会の時間としましては、説明、質疑応答の時間を含め1時間30分ほどを考えております。

なお、説明会の資料につきましては、1月中旬ごろに各委員さん方には送付させていただき予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○谷 一夫会長

ただいまの説明につきまして何かご質問等あれば、よろしくお願いをいたします。

ご質問もないようでございますので、住民説明会の日程については、この案で進めさせていただきたいと存じます。

次に、2項目めでございますが、住民意識調査の実施について事務局から説明をお願いします。

○森 輝義事務局長

それでは、続きまして、資料の41ページ、資料34「住民意識調査実施（案）」をご覧くださいと思います。

この調査は、当地域の市町村合併に関する住民の皆様の関心や新しいまちづくりに対するお考えをお尋ねし、この後の合併協議に反映させていこうとするものでございます。調査の対象といたしましては、2市1町に居住しておられます18歳以上の住民1万人を対象としておりまして、各市町の内訳は、この表にあるとおり、人口案分をさせていただいております。実施時期は来年の2月2日から2月26日までとし、対象者を無作為に抽出いたしまして、調査票を郵送させていただくことを考えております。調査票には返信用封筒と、先ほどご説明いたしました住民説明会用の資料を同封することといたしております。その後、3月末までに集計・分析を済ませ、皆様にご報告させていただきたいと考えております。

設問の案につきましては44ページ以下のとおりでございますが、性別・年代等の属性、今進められております合併協議に関する認知度、合併についての期待と不安、重点を置くべき施策、最後に自由なご意見欄という構成になっております。

説明は以上でございます。

○谷 一夫会長

それでは、住民意識調査につきましては、ただいまご説明させていただいた案で進めたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

そのようにさせていただきます。

最後に、次回の協議会の日程につきまして事務局から説明をお願いします。

○森 輝義事務局長

それでは、続きまして、資料の48ページ、資料35をご覧くださいと思います。

次回「第5回合併協議会」は、来年1月28日水曜日午後2時30分から、場所を変えまして、木曾川町役場2階の中央公民館講堂を予定しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○谷 一夫会長

本日予定の議題は以上でございます。5時間余りにわたりまして大変熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。

なお……。

友定委員さん、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません、こういう機会でないとなかなかお尋ねできないもので、この場を借りてお願いします。小委員会とか出ていて見えない壁みたいなものを感じたものですから、ちょっと伺いたしたいと思いますけど、この合併協議会自体の意味と委員会の意味、もちろん国とか何かの指導で協議会をつくられたと思うのですが、例えば議会の議員だけではなくて民間の委員も入っている、公募の市民の委員も入っているということで、市民の委員に対してどのような期待があるのか、もう全然期待していないのか、ちょっとわかりませんが、その2点を尾西市長、一宮市長、木曾川町長の順番でお答え願いたいです。

○丹羽 厚詞副会長

質問、もう一度、質問事項、すみません。

○友定 良枝委員

協議会とか委員会の意味、それと市民を入れたということの意義とか、そちらが期待してみえることを教えていただきたいのです。

○丹羽 厚詞副会長

協議会の意義といいますか、これは別に国の指導というわけではなく、パターンとしてあるわけでありましてけれども、当然こういった合併協議会、議会ですとか市役所ですとか、そういった組織ではなくて、この2市1町の新しい組織で図っていくという、この協議会のシステムはこのとおりでいいと思いますし、そういったところに、今までのある団体のシステムを使うものではなく、新たにつくって始めるということがやはり意義ではないかと思えます。

その中に当然市民の方が入っていただいて、いろいろな意見をおっしゃっていただくというのも十分意義のあることだと思います。

○谷 一夫会長

協議会については、今、尾西市長さんおっしゃったように、こういった重要なことを協議していく上で議会の承認をいただいて、きちんとした手続のもとにこういうものを設けて意思統一を図っていくということでありますから、意義のあることだと思っております。

また、一般市民の皆様方、こちらからご指名した方あるいは公募をしていただいた方含めてたくさん参加していただいておりますが、やはり行政の人間あるいは議員さん、日常的にこういうことにかかわっている私どもと違う視点の意見をいろいろとおっしゃっていただきたいということでありまして、先ほど松村さんが保育園の保育料のことについておっしゃっていただきましたけれども、ああいった市民、町民の皆さんの肌の温度を感じるような、そういうご意見をおっしゃっていただくことが我々にとっては非常に参考になるわけでありまして、そういったことでの期待を大きく持っております。

○山口 昭雄副会長

合併協議会あるいはそのための組織である小委員会、私はただ合併を成就させるためのいわゆる推進機関ではない、合併の是非を最終的に、最終的にというと、語弊がありますが、判断する機関であると。そのために住民の意見を集約する場である。議員さんも住民代表であれば、皆さん方は住民の皆さん直接参加していただいておりますので、全く平等の立場で意見を出していただきたい。ただし、皆さん方、こういった場に余り慣れておられない方は、議員さんと比べると、なかなか発言がしにくいというようムードがあるかもしれません。そういうことについては各委員長あるいは今日の議長、そして事務局の方にも私もちょっとお話を申し上げているところでもありますので、改善はしていくべきだと思っています。

以上です。

○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○青木 隆子委員

尾西市の青木です。

すみません、先ほど休憩時間中に、私は市長さんの方からお話いただいてこの場にいさせていただくのですけれども、尾西市のある議員さんから、厚生小委員会の方の項目の中で、ここ尾西市がやっているのに、やっていないようになっていると、それなのに、それは委員会で全部通って行ってしまっていて、ここでも全部通ってしまうと、それ、どうということなのとおっしゃったのです。

私は、そんな細かいところまで全部、尾西市がそれを一宮市と木曾川町がやっていて尾西市がやっていない項目というのまですべて、とてもではないですけど把握できないし、この事務局から上がってきているものが、これが正しいだろうと思って小委員会にも出させていただいているのですけれども、最後にお帰りになるときに、どうやって選ばれたの、充て職か何か知らないけどとおっしゃったのです。市長さんからお話をいただきましたと言ったら、よく覚えておきますと言ってお帰りになりました。私は事務局の方で項目は落ちていないと聞いています。これからも参加させていただいていいのですよね。

○谷 一夫会長

事務局、何かありますか。

○伊神 正文事務局課長

尾西市でやっておみえになって、調整項目というか、この個票に上がってきていないというのは、それはないと思います。もしあるとすれば、申し訳ありません、尾西市の職員の方が漏らされたかなと。私ども事務局は各原課で調整されたものをここで協議会資料として調整して上げているのでありまして、多分そういうことはないかと思います。それ以上言いようがありません。

○谷 一夫会長

最後になりましたけども、服部委員さん、今日で終わりということでございますので、改めて感謝申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。（拍手）

これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 7 時 2 0 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 1 月 2 6 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 （自署）

会議録署名委員 時 田 晴 彦 （自署）

会議録署名委員 川 合 正 高 （自署）